

高根沢町地域防災計画

資	料	編
---	---	---

1 高根沢町防災会議条例

(昭和 41 年 3 月 2 日条例第 196 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、高根沢町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高根沢町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 栃木県知事部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) さくら警察署長の職にある者
 - (4) 町長部局の職員のうちから町長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 高根沢町災害対策本部条例

(昭和 41 年 3 月 2 日条例第 197 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき高根沢町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 高根沢町防災会議の権限に属する事項のうち、会長が処理できる事項

高根沢町防災会議条例（昭和 41 年条例第 196 号）第 3 条第 3 項の規定により、次の事項は、会長において処理することができるものとする。

記

- 1 高根沢町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 高根沢町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 3 栃木県災害救助法施行規則細則が改正された場合において、災害応急対策計画この改正に伴う計数の修正をすること。
- 4 高根沢町課設置条例等が改正された場合において、高根沢町地域防災計画この改正に伴う組織等の関連事項を修正すること。
- 5 高根沢町地域防災計画に規定する事項のうち、参考及び次に掲げる事項について修正すること。

区 分			対象事項
第 1 部 総則	第 3 章 高根沢町の概況		すべての記載
	第 4 章 高根沢町の災害特性		〃
第 2 部 震災対策編	地震被害想定		〃
	第 1 章 震災予防	第 2 節 地域防災の充 実・ボランティア との連携強化	消防団の現況
		第 5 節 物資、資材等の 備蓄、調達体制 の整備	食糧、生活必需品の備 蓄・調達体制の整備にお ける備蓄目標数量
	第 3 章 震災復旧・復興	第 3 節 公共施設等災 害復旧対策	激甚災害指定基準及び 局地激甚災害指定基準
第 3 部 風水害等対策編	第 1 章 風水害等災 害予防	第 2 節 地域防災の充 実・ボランティアと の連携強化	消防団の現況
		第 5 節 物資、資材等の 備蓄、調達体制 の整備	食糧、生活必需品の備 蓄・調達体制の整備にお ける備蓄目標数量
		第 9 節 水防体制の整 備	宇都宮地方気象台から 発表される気象注意報 警報及び指定河川の洪 水予報、洪水警報 水防管理団体水防倉庫 備蓄基準
		第 16 節 建築物等災害 予防対策	公共建築物の耐火構造 の基準
	第 3 章 風水害等復 旧・復興	第 3 節 公共施設等災 害復旧対策	激甚災害指定基準及び 局地激甚災害指定基準
町の組織に関する事項、参考事項及び資料編			すべての記載

4 高根沢町防災会議委員名簿（令和２年度）

区分 (条例第３条)	役職名	所在地
第２項	高根沢町長	高根沢町大字石末 2053
第５項第１号	国土交通省宇都宮国道事務所長	宇都宮市平松町 504
第５項第２号	矢板土木事務所長	矢板市鹿島町 20－11
	塩谷南那須農業振興事務所長	矢板市鹿島町 20－22
第５項第３号	さくら警察署長	さくら市馬場 786－1
第５項第４号	高根沢町 総務課長	高根沢町大字石末 2053
	〃 住民課長	〃
	〃 都市整備課長	〃
第５項第５号	〃 教育委員会教育長	〃
第５項第６号	高根沢町消防団長	高根沢町大字石末 2053
第５項第７号	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社長	宇都宮市戸祭 1-11-18
第５項第８号	自治会連合会長	
	防災士	
	高根沢町女性防火クラブ委員長	

5 関係機関の連絡先

5-1 行政機関等

機関区分	機 関 名	所 在 地	電話番号	NW-TEL
栃木県	消防防災課	宇都宮市埴田 1-1-20	028-623 -2127	500-2127
	危機管理課	〃	028-623 -2129	500-2129
	河川課	〃	028-623 -2445	500-2445
	矢板土木事務所	矢板市鹿島町 20-11	0287-44 -2185	505-7005
	矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町 20-22	0287-43 -0427	505-7004
	塩谷南那須農業振興事務所	〃	0287-43 -1251	505-2622
	県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23 -2172	
総務省	消防庁防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253 -7525 (代)	048-500- 904311
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎	03-5251 -8111	
	下館河川事務所	茨城県筑西市二木成 1753	0296-25 -2161 (代)	
	下館河川事務所 石井出張所	宇都宮市石井町 2347	028-667 -0570	
	下館河川事務所 氏家出張所	さくら市大中 323-2	028-682 -2700	
	宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町 504	028-638 -2181	
財務省	関東財務局 宇都宮財務事務所	宇都宮市桜 3-1-10	028-633 -6221 (代)	
消防署	塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田 94-1	0287-44 -2513	664-02
	塩谷広域行政組合消防本部 高根沢消防署	高根沢町大字石末 898-3	028-675 -1711	
警察署	さくら警察署警備課	さくら市馬場 786-1	028-682 -0110	686
自衛隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地 第 12 特科隊本部管理中隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-653 -1551 (代)	702-02
气象台	宇都宮地方气象台 防災業務課	宇都宮市明保野町 1-4	028-635 -7260	701-02
日赤	日本赤十字社 栃木県支部総務課	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622 -4326	703-02
医師会	栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337-1 (とち ぎ健康の森内)	028-622 -2655	527-02
	塩谷郡市医師会	さくら市桜野 1319-3 (さくら市 保健センター内)	028-682 -3518	

関東農政局	栃木県拠点	宇都宮市中央 2-1-16	028-633-3311	
N T T	栃木支店設備部災害対策室	宇都宮市平出工業団地 48-2	028-662-4256	710-02
東京ガス	宇都宮支社総務グループ	宇都宮市東宿郷 4-2-16	028-634-1911 (代)	709-02
東京電力 パワーグリッド	栃木支店総務部総務グループ	宇都宮市馬場通り 1-1-11	028-302-2023 (代)	708-02
同	—	—	0120-995-112	電線が切れている場合
JR 東日本	大宮支社 宇都宮地区センター	宇都宮市川向町 1-48	028-621-0010	711-02
	宝積寺駅	高根沢町大字宝積寺 2377	028-675-0037	
日本郵政	高根沢郵便局	高根沢町大字宝積寺 2324-6	028-675-2651	

5-2 報道機関

社・局・支局	所在地	電話番号
朝日新聞社 宇都宮総局	宇都宮市本町 10-10	028-622-1761 (代)
読売新聞社 宇都宮支局	宇都宮市河原町 1-4	028-638-4311 (代)
毎日新聞社 宇都宮支局	宇都宮市馬場通り 1-1-11 宇都宮 TD ビル 4 階	028-622-4231 (代)
産経新聞社 宇都宮支局	宇都宮市塙田 1-3-9	028-621-3611 (代)
下野新聞社	宇都宮市昭和 1-8-11	028-625-1111 (代)
共同通信社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1-8-11	028-622-3420 (代)
時事通信社 宇都宮支局	宇都宮市本町 10-3 TS ビル 3 階	028-622-1731 (代)
N H K 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155 (代)
エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	028-638-7640 (代)
栃木放送	宇都宮市昭和 2-2-5	028-622-1111 (代)
とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	028-623-0031 (代)

5-3 公共的機関

名 称	所在地	電話番号
高根沢町商工会	高根沢町大字宝積寺 2416	028-675-0337 (代)
塩野谷農業協同組合 本店	さくら市櫻野 1670-2	028-681-7555 (代)
〃 阿久津支店	高根沢町大字宝積寺 2384-15	028-675-0038 (代)
〃 高根沢支店	高根沢町大字太田 746-3	028-676-0232 (代)
高根沢土地改良区事務所	高根沢町大字太田 750-1	028-676-3111 (代)
釜ヶ淵土地改良区事務所	高根沢町大字太田 750-1	028-676-0066 (代)
鬼怒川東部土地改良区事務所	さくら市櫻野 1733-9	028-682-2431 (代)

6 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

6-1 予警報の細分区域図

二次細分区域 宇都宮地方気象台



6-2 注意報・警報の種類及び発表基準

高根沢町	府県予報区		栃木県	
	一次細区分		南部	
	市町村等をまとめた地域		県央部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水		流域雨量指数基準	五行川流域=10.5、井沼川流域=4.6 大沼川流域=7.1
			複 合 基 準	－
			指定河川洪水予報 に よ る 基 準	鬼怒川 [佐貫 (下)]
	暴風		平 均 風 速	20m/S
	暴風雪		平 均 風 速	20m/S 雪を伴う
	大雪		降 雪 の 深 さ	12 時間降雪の深さ 15 cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	102
	洪水		流域雨量指数基準	五行川流域=8.4、井沼川流域=3.6 大沼川流域=5.6
			複 合 基 準	－
			指定河川洪水予報 に よ る 基 準	鬼怒川 [佐貫 (下)]
	強風		平 均 風 速	12m/S
	風雪		平 均 風 速	12m/S 雪を伴う
	大雪		降 雪 の 深 さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視 程	100m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30 cm以上 ②40 cm以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上	
	低温		夏季:最低気温 16℃以下が 2 日以上継続 冬季:最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時 間 雨 量	110 mm

特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける）
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル 4 または 5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

（注）

- 1 注意報、警報の発表は、市町村ごとに行っている。
- 2 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表された時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。
- 4 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う河川（鬼怒川）の洪水予報の基準については、風水害等対策編第 1 章風水害等災害予防を参照のこと。

7 気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向がある。

り、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

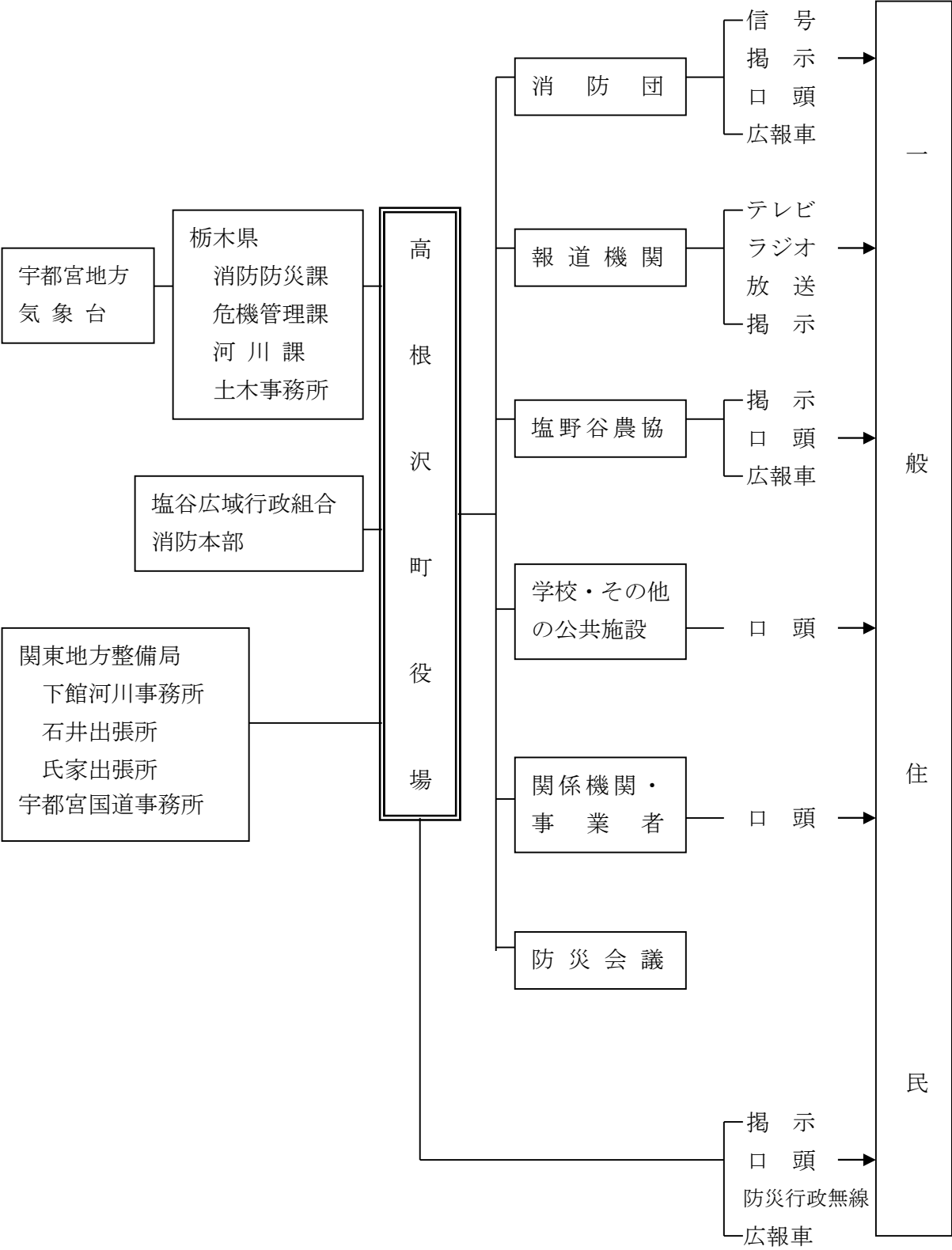
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

8 気象等観測所施設（町内分）

設置施設	所在地	観測種目	備考
高根沢	高根沢町大字上高根沢台の原	降雨量	気象庁所管
高根沢（河川）	高根沢町大字飯室 876（北小）	降雨量	国土交通省所管
高根沢消防署	高根沢町大字石末 898－3	降雨量、風速	
高根沢町役場	高根沢町大字石末 2053	計測震度	気象庁所管

9 災害通信及び伝達系統図



10 既往の災害記録

10-1 自然災害

(1) 水害

災害年月日	災害場所	災害原因	災害面積	損害額	負傷者	備考
昭和 61. 8. 4	町内一円	台風 10 号	1, 041ha	434, 015 千円	2 人	

(2) 風害

災害年月日	災害場所	災害原因	災害面積	損害額	負傷者	備考
平成 18. 7. 3	仁井田地区 の一部	ダウンバースト	—	—	—	調査報告書あり

(3) 震災

東日本大震災

1. 地震の概要

- ・災害年月日 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
- ・震央地名 三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130km 付近）
- ・震源の深さ 約 24km
- ・規模 マグニチュード 9.0
- ・震度 高根沢町 震度 6 強

2. 被害の状況

(1) 人的被害

- ・死者 0 名（栃木県内 4 名）
- ・行方不明者 0 名（栃木県内 0 名）
- ・負傷者 8 名（栃木県内 133 名）うち重傷 0 名（栃木県内 7 名）

(2) 住宅被害（平成 31 年 3 月末現在）

- ・全壊 7 棟（栃木県内 261 棟）
- ・半壊 717 棟（栃木県内 2, 118 棟）
- ・一部損壊 2, 715 棟（栃木県内 73, 940 棟）

(3) 道路状況

被害箇所 62 箇所

通行止め 2 箇所 被害箇所 町道 119 号線（中坂）、町道 119 号線（跨線橋）

(4) 避難勧告

- ・上高根沢山の下地区 平成 23 年 3 月 16 日 13 時 00 分 13 世帯 45 名に避難勧告発令
平成 23 年 7 月 11 日 14 時 10 分 7 世帯 24 名に避難勧告解除
平成 24 年 2 月 3 日 13 時 30 分 6 世帯 21 名に避難勧告解除
- ・上柏崎地区 平成 23 年 3 月 18 日 13 時 30 分 12 世帯 48 名に避難勧告発令
平成 24 年 3 月 19 日 14 時 20 分 9 世帯 34 名に避難勧告解除
平成 24 年 7 月 27 日 10 時 15 分 3 世帯 14 名に避難勧告解除
- ・宝積寺中坂地区 平成 23 年 3 月 25 日 10 時 00 分 5 世帯 20 名に避難勧告発令
平成 24 年 6 月 22 日 14 時 05 分 5 世帯 20 名に避難勧告解除

10-2 火災（昭和 50 年～平成 30 年）

出火年月日 (時 間)	出火場所	出火原因	焼失面積	損害額	負傷者	死者
昭 50. 7. 21 23 : 45	宝積寺地内	マッチ	店舗 1 棟 135 m ²	13,612 千円	4 人	—
昭 51. 2. 11 13 : 30	上高根沢地内	こんろ	住宅等 208 m ²	10,971 千円	1 人	—
昭 53. 1. 2 22 : 30	宝積寺地内	ロソク	住宅等 135 m ²	18,676 千円	—	—
昭 55. 2. 16 5 : 20	宝積寺地内	不明	作業所 380 m ²	17,586 千円	—	—
昭 56. 4. 25 0 : 55	宝積寺地内	不明	住宅等 87 m ²	11,567 千円	1 人	—
昭 57. 8. 8 7 : 50	栗ヶ島地内	たばこ	住宅等 188 m ²	15,056 千円	—	—
昭 58. 4. 24 19 : 05	宝積寺地内	風呂釜	住宅 131 m ²	11,466 千円	1 人	—
昭 59. 7. 31 9 : 45	平田地内	モーター	作業所 1 棟 448 m ²	24,154 千円	—	—
昭 60. 7. 23 3 : 20	宝積寺地内	間接雷	作業所 1 棟 103 m ²	10,875 千円	—	—
昭 61. 4. 22 19 : 50	石末地内	煙突	工場 1 棟 370 m ²	58,305 千円	—	—
平元. 3. 11 17 : 10	上高根沢地内	放火	住宅 133 m ²	13,715 千円	—	1 人
平 3. 2. 12 4 : 10	宝石台地内	不明	共同住宅 1 棟 372 m ²	20,820 千円	—	—
平 4. 3. 9 20 : 40	宝積寺地内	不明	併用住宅 1 棟 391 m ²	17,314 千円	—	—
平 4. 8. 5 9 : 35	石末地内	ロソク	住宅 1 棟 115 m ²	13,770 千円	—	—
平 5. 9. 1 11 : 25	石末地内	電気の 配線	作業場 1 棟 374 m ²	25,309 千円	—	—
平 5. 12. 2 4 : 45	石末地内	不明	住宅 1 棟 101 m ²	12,345 千円	—	—
平 7. 9. 27 18 : 05	宝積寺地内	天ぷら油 の過熱	住宅 1 棟 127 m ²	20,694 千円	—	—

平 9. 3. 15 13 : 55	宝積寺地内	石油ストーブ 操作誤り	作業場 1 棟 57 m ²	10,240 千円	—	—
平 12. 8. 11 19 : 00	宝積寺地内	直接雷	住宅 46 m ²	11,519 千円	—	—
平 12. 11. 6 2 : 00	宝積寺地内	不明	寺院 175 m ²	259,874 千円	—	—
平 13. 9. 5 0 : 00	石末地内	不明	事務所 99 m ²	24,507 千円	—	—
平 16. 2. 22 20 : 30	飯室地内	不明	住宅 234 m ²	28,043 千円	—	—
平 16. 10. 25 19 : 45	花岡地内	たばこ	住宅 1 棟 163 m ²	22,164 千円	—	—
平 18. 12. 3 7 : 23	花岡地内	不明	住宅	24,289 千円	—	—
平 19. 6. 13 10 : 30	大谷地内	コンロ	住宅 161 m ²	11,261 千円	—	—
平 19. 8. 10 20 : 00	下柏崎地内	ライター	住宅 132 m ² 納屋 132 m ²	10,409 千円	—	—
平 19. 8. 31 3 : 30	上柏崎地内	たばこ	事業所 620 m ²	41,834 千円	—	—
平 20. 1. 27 11 : 10	花岡地内	野芝焼き引 火	ビニールハウス 1 棟 675 m ²	10,348 千円	—	—
平 20. 3. 1 13 : 20	上高根沢地内	不明	変圧器 及び配線	60,000 千円	—	—
平 20. 12. 25 14 : 00	太田地内	機器類撤去 作業中引火	店舗 130 m ² 車庫等 58 m ²	12,212 千円	—	—
平 21. 1. 30 4 : 00	宝石台地内	漏電（インター フォン配線）	住宅 138 m ²	20,537 千円	—	—
平 21. 4. 6 6 : 05	石末地内	配線の短絡	事業所 48 m ²	23,931 千円	—	—
平 22. 2. 8 18 : 40	石末地内	ファンヒー ター	住宅 178 m ²	12,628 千円	—	—
平 24. 5. 27 22 : 24	宝積寺地内	仏壇のロウソク	住宅 160 m ²	16,066 千円	—	—
平 24. 6. 17 16 : 25	平田地内	ガスコンロ消し 忘れ	住宅 350 m ² 小屋 48 m ²	30,013 千円	—	—
平 27. 12. 29 9 : 30	石末地内	不明	住宅 186 m ²	213 千円	2 人	1 人

平 28. 3. 3 18 : 25	花岡地内	たき火	住宅 198. 53 m ² 倉庫等 142. 14 m ²	23, 409 千円	—	—
平 30. 5. 15 3 : 30	伏久地内	不明	住宅 312 m ²	14, 244 千円	—	—
平 30. 9. 1 6 : 50	石末地内	油紙・油布	住宅 94 m ²	13, 353 千円	—	—

※ 損害額 10, 000 千円以上、建物焼損面積 1, 000 m²以上、死傷者 3 名以上、又は山林 1ha 以上（平成 4 年以降）のいずれかに該当するの火災を掲載した。

11 ボランティア団体等、各種民間の協力団体

団体等の名称	所在	連絡先	備考
高根沢町赤十字奉仕団	高根沢町大字石末 1825	675-4777	社会福祉協議会
高根沢町女性防火クラブ	高根沢町大字石末 2053	675-8110	地域安全課

※ 福祉部門・災害復旧部門の協力団体等は、各部門に掲げるものとし、本表は災害復旧初動時における全体的に活動する団体等とした。

12 社会福祉施設一覧

(1) 児童福祉施設（保育園）

施設名所	所在地	電話番号	備考
たから保育園	高根沢町大字光陽台 2-53-1	675-0613	
ひまわり保育園	高根沢町大字飯室 500	676-0123	
にじいろ保育園	高根沢町大字太田 625-3	676-1945	
のびのび保育園	高根沢町大字上高根沢 2180	675-3721	
こばと保育園	高根沢町大字宝積寺 2400-1	675-3315	
空と大地保育園	高根沢町大字石末 2258-1	676-3881	
陽だまり保育園	高根沢町大字宝積寺 2062-1	678-9717	
ゆうゆうランド高根沢園	高根沢町光陽台 6-8-12	611-1250	小規模保育事業 A 型

(2) 児童福祉施設（児童館）

施設名所	所在地	電話番号	備考
みんなのひろば	高根沢町大字宝積寺 1145-1	680-1311	
きのこのもり	高根沢町大字石末 2247-2	675-2150	

(3) 児童福祉施設（学童保育所）

施設名所	所在地	電話番号	備考
阿久津小学校学童クラブ	高根沢町大字宝積寺 1145-1	675-6933	みんなのひろば内
阿久津小学校学童第二クラブ	高根沢町大字宝積寺 1178	675-1778	阿久津小学校舎内
阿久津小学校学童第三クラブ	高根沢町大字宝積寺 1178	675-1778	阿久津小学校舎内
西小学校学童クラブ	高根沢町光陽台 3-2-3	675-8891	西小学校地内
西小学校第二学童クラブ	高根沢町光陽台 3-2-3	675-8891	西小学校舎内
西小学校第三学童クラブ	高根沢町光陽台 3-2-3	675-8891	西小学校舎内
中央小学校学童クラブ	高根沢町大字石末 2247-2	675-4581	きのこのもり内

東小学校学童クラブ	高根沢町大字太田 752	675－3520	東小学校校舎内
上高小学校学童クラブ	高根沢町大字上高根沢 2080	675－8871	上高根沢小学校校舎内
北小学校学童クラブ	高根沢町大字飯室 876	676－1009	北小学校校舎内

(4) 老人福祉施設（軽費老人ホーム）

施設名所	所在地	電話番号	備考
ケアハウス フローラ	高根沢町大字上柏崎 551－1	676－3300	福祉避難所

(5) 認知症高齢者グループホーム

施設名所	所在地	電話番号	備考
ケアハウス フローラ	高根沢町大字上柏崎 551－1	676－3300	(4) と重複
グループホーム高根沢	高根沢町大字石末 1005－8	680－2231	
グループホーム 大地	高根沢町大字宝積寺 2424-18	666－5666	

(6) 老人福祉施設（老人福祉センター）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢町福祉センター	高根沢町大字石末 1825	675－4777	社会福祉協議会

(7) サービス付き高齢者向け住宅

施設名所	所在地	電話番号	備考
家族の家ひまわり宝積寺	高根沢町大字宝積寺 1375－6	680－1021	

(8) 介護保健施設（介護老人福祉施設）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢のぞみ苑	高根沢町大字花岡 2158－10	676－3366	福祉避難所
フローラりんくる	高根沢町大字宝積寺 2240－1	680－3555	福祉避難所

(9) 介護保健施設（介護老人保健施設）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢シルバーホーム	高根沢町大字石末 1005－8	675－7877	

(10) 介護保健施設（介護療養型医療施設）

施設名所	所在地	電話番号	備考
菅又病院	高根沢町大字花岡 2351	676－0311	

(11) 小規模多機能型居宅介護

施設名所	所在地	電話番号	備考
大空	高根沢町大字宝積寺 2424－18	666－5666	

(12) 通所介護・通所リハビリテーション施設

施設名所	所在地	電話番号	備考
ケアハウス フローラ	高根沢町大字上柏崎 551-1	676-3300	(4) と重複
エプロンデイ	高根沢町大字花岡 1503-3	676-1100	
木の香	高根沢町大字花岡 1503-9	688-7951	福祉避難所
老人デイサービスセンターのぞみ	高根沢町大字花岡 2158-10	676-3366	
デイサービスセンターフローラリンクる	高根沢町大字宝積寺 2240-1	680-3555	
デイサービスセンターくるみ	高根沢町光陽台一丁目 5-4	908-4838	福祉避難所
ツクイ高根沢	高根沢町宝石台三丁目 10-5	680-2003	
デイホームはな	高根沢町大字花岡 1374-3	676-3566	
デイホーム照和	高根沢町大字宝積寺 1214-3	611-1662	福祉避難所
かなうホーム照和	高根沢町大字石末 2859-1	678-3842	
家族の家ひまわり宝積寺	高根沢町大字宝積寺 1375-6	680-1021	
高根沢シルバーホーム	高根沢町大字石末 1005-8	675-7877	(9) と重複

(13) 障害福祉サービス事業所

施設名所	所在地	電話番号	備考
いぶき	高根沢町大字桑窪 2266-2	676-3500	福祉避難所
わーくりんく宝石台	高根沢町宝石台五丁目 7-9 カネサビル宝石台 2 階	666-7939	
グランディール高根沢	高根沢町宝石台三丁目 1-15	611-3412	
フルーブ	高根沢町大字文挾 651	676-2658	
抛り所えん	高根沢町宝石台一丁目 1-14	675-7771	福祉避難所
あさひ	高根沢町大字文挾 371-6	688-7630	福祉避難所
モード・ライラックあみ	高根沢町大字宝積寺 2285	675-3836	
グローバルキッズメソッド 22	高根沢町大字宝積寺 2241-1	612-3622	
アイリブとちぎ	高根沢町大字宝積寺 2412-11	612-6458	

(14) その他の施設（保健センター）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢町保健センター	高根沢町大字石末 1825	675-4559	

(15) その他の施設（地域子育て支援センター）

施設名所	所在地	電話番号	備考
みんなのひろば	高根沢町大字宝積寺 1145-1	680-1311	(2) と重複
きのこのもり	高根沢町大字石末 2247-2	675-2150	〃
にじいろ保育園	高根沢町大字太田 625-3	676-1945	(1) と重複
陽だまり保育園	高根沢町大字宝積寺 2062-1	678-9717	〃

13 教育施設一覧

(1) 教育施設（幼稚園）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢第二幼稚園	高根沢町光陽台 4-11-5	675-4475	
親和幼稚園	高根沢町大字平田 1989-2	676-0339	

(2) 教育施設（小中学校）

施設名所	所在地	電話番号	備考
阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺 1178	675-0046	
西小学校	高根沢町光陽台 3-2-3	675-7541	
中央小学校	高根沢町大字石末 2247	675-0047	
北小学校	高根沢町大字飯室 876	676-0014	
東小学校	高根沢町大字太田 752	676-0342	
上高根沢小学校	高根沢町大字上高根沢 2080	675-0648	
阿久津中学校	高根沢町大字中阿久津 1470	675-0014	
北高根沢中学校	高根沢町大字太田 753	676-1651	

(3) 教育施設（高等学校）

施設名所	所在地	電話番号	備考
高根沢高等学校	高根沢町大字文挾 32-2	676-0531	

(4) 教育施設（適応指導教室）

施設名所	所在地	電話番号	備考
フリースペースひよこの家	高根沢町大字寺渡戸 261	676-0058	

14 要配慮者利用施設一覧

(1) 浸水想定区域内要配慮者利用施設

施設名所	所在地	電話番号	緊急連絡担当課
阿久津医院	高根沢町大字大谷 176-1	675-2511	健康福祉課
菅又病院	高根沢町大字花岡 2351	676-0311	健康福祉課
のぞみ苑	高根沢町大字花岡 2158-10	676-3366	健康福祉課
高根沢シルバーホーム	高根沢町大字石末 1005-8	675-7877	健康福祉課
デイホームはな	高根沢町大字花岡 1374-3	676-3566	健康福祉課
にじいろ保育園	高根沢町大字太田 625-3	676-1945	こどもみらい課
のびのび保育園	高根沢町大字上高根沢 2180	675-3721	こどもみらい課
空と大地保育園	高根沢町大字石末 2258-1	676-3881	こどもみらい課
中央小学校学童クラブ	高根沢町大字石末 2247-2	675-4581	こどもみらい課
東小学校学童クラブ	高根沢町大字太田 752	675-3520	こどもみらい課
上高小学校学童クラブ	高根沢町大字上高根沢 2080	675-8871	こどもみらい課
きのこのもり	高根沢町大字石末 2247-2	675-2150	こどもみらい課
中央小学校	高根沢町大字石末 2247	675-0047	学校教育課
東小学校	高根沢町大字太田 752	676-0342	学校教育課
上高根沢小学校	高根沢町大字上高根沢 2080	675-0648	学校教育課
北高根沢中学校	高根沢町大字太田 753	676-1651	学校教育課

(2) 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

施設名所	所在地	電話番号	緊急連絡担当課
阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺 1178	675-0046	学校教育課
阿久津中学校	高根沢町大字中阿久津 1470	675-0014	学校教育課

15 食料、生活必需品等の備蓄及び調達先

15-1 緊急物資備蓄の基本方針

食料	3食を3日分 1,700人×3食×3日=15,300食 4日目から流通備蓄品及び広域備蓄品で賄う。 流通備蓄品に関しては、町内はもとより高根沢町を軸として主に、南北方面で考慮し、協定を行うとともに流通備蓄品の緊急輸送を行う協定も併せて運送業者等と締結する。例：町内（商工会、とりせん、リオホール、オアシス、ローソン、しまむら等）さくら市（ベシア、イオン、ヨークベニマル等）、芳賀町（カスミ、かましん等）																					
飲料水	阿久津台、宝石台等の上水道配水池より 500 リットル用ポリ大型タンク等にて取水し、各避難所等へ運搬する。使用するポリ大型タンクは、各避難所に備蓄する。 各人には、ポリ大型タンクから簡易ビニール給水袋（備蓄）6リットル入り等に給水する。 上水道タンクが故障等使用不能の場合には、発電機により平野部農家の地下水を汲み上げ取水する。このとき、異臭や濁りが発生した場合には、浄水機を通して各人に給水する。 取水、給水に必要な、軽トラック等は災害地近隣で手配するが、都市部において手配が不可能な場合は、平野部で手配する。 〔ペットボトル等による備蓄比較〕 <table><tr><th>備蓄形態</th><th>即時性</th><th>経済性 (購入)</th><th>信頼性</th><th>各人対応 性</th><th>維持管理 性</th><th>備蓄スペース</th></tr><tr><td>ペットボトル備蓄</td><td>○</td><td>×</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>既存施設使用備蓄</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ○：優れている。 △：どちらともいえない。 ×：劣っている。 以上の結果から考察すると、大都市ではない本町においては、水に関してはペットボトルでの備蓄より幾重かのバックアップ体制を考慮した、既存施設利用による備蓄が効率的かつ合理的と考えられる。	備蓄形態	即時性	経済性 (購入)	信頼性	各人対応 性	維持管理 性	備蓄スペース	ペットボトル備蓄	○	×	△	○	×	×	既存施設使用備蓄	×	○	○	○	○	○
備蓄形態	即時性	経済性 (購入)	信頼性	各人対応 性	維持管理 性	備蓄スペース																
ペットボトル備蓄	○	×	△	○	×	×																
既存施設使用備蓄	×	○	○	○	○	○																
トイレ	食料と飲料水とともに重要なこととして、集団生活上の排泄物処分がある。 全国的な基準は、100人/1基であり、この基準は後続対応後のものである。初期時には、備蓄ポータブルトイレを使用し仮設トイレ設置後は順次これに切り替える。 ポータブルの容量は、24リットルとし18人/1個（5家族から6家族）、105個を備蓄する。その他、下水道マンホール対応トイレを下水道完備避難所（西小3・北小2）を配備する。 後続の対応は、流通備蓄（リース）広域応援により行う。 その他、各避難想定人数に合わせ高齢者・幼児・妊産婦対応として、タンボール組立てトイレを30人/1個を60個配備する。 ポータブルトイレの排泄物は、トイレ備え付けのホースを使用し蓋付大型容器に集積した後、1日1回、バキューム車で汲み取る。																					

トイレ

〔トイレ必要量計算〕						
項目			数量等	単位	備考	
設定条件	①	避難者数	1,700	人		
	②	排泄量	1.4	ℓ/人		
	③	標準便槽	24	ℓ/槽		
	④	し尿収集	1	回/人		
	⑤	総排泄量	2,520	ℓ	①×②	
初動対応	⑥	必要トイレ数	105	基	⑤/③	
	⑦	設置密度	16	人/個	①/⑥	
後続対応	⑧	設置密度	100	人/基	設定条件	流通備蓄及び広域応援により不足分を確保する。
	⑨	必要トイレ数	18	基	①/⑧	

15-2 拠点避難所備蓄品配備一覧

拠点 施設	500L 給水 タンク	スコップ [°]	懐中 電灯 (LED)	毛布	カッリン 携行缶	投光器	床シート (ブルーシート)	備蓄食料 3日分	飲料水 3L/日 7日分	仮設トイレ 配置数
阿 小	1	2	140	760	2	2	18 (56)	4,923	11,487	1 PT 20
西 小	1	2	112	600	2	2	34 (52)	4,023	9,387	8 下水 3 PT 13
中 央 小	1	2	77 (4)	370	2	2	22 (33)	2,439	5,691	3 PT 15
北 小	1	2	50	300	2	2	21 (27)	1,827	4,263	3 下水 2 PT 11
北 中	0	2	51 (4)	300	2	2	20 (26)	1,827	4,263	3 PT 6
上高 小	1	2	25 (4)	200	2	2	6 (20)	1,161	2,709	2 PT 8
	5	12	455 (12)	2,530	12	12	121 (214)	16,200	37,800	20 下水 5 PT73

※1 仮設トイレ配置数欄中、下水は下水道マンホール対応型トイレ。PT はポータブル

15-3 流通備蓄調達先一覧

店名（調達先）	所在地	電話番号	備考
福田屋百貨店	宇都宮市戸祭元町 2-8	028-623-7711	全般
東武宇都宮百貨店	宇都宮市宮園町 5-4	028-636-2211	全般
とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市川田町 858	028-634-5115	食料・雑貨
㈱ダイトールリンクサービス関東	壬生町おもちゃのまち 3-4-25	0282-85-1311	飲料水
㈱伊藤園	宇都宮市西川田町 1067-2	028-636-2671	飲料水
とりせん㈱高根沢店	高根沢町光陽台 1-12-3	028-675-5122	食料・雑貨
フードオアシスオーエ高根沢店	高根沢町光陽台 6-5-3	028-675-1911	食料・雑貨
イオンスーパーセンターさくら店	さくら市桜野 1551	028-681-8110	全般
ヨークベニマル氏家店	さくら市氏家 2892-1	028-681-7149	食料・雑貨
塩野谷農業協同組合	さくら市桜野 1670-2	028-681-7555	食料
高根沢町商工会	高根沢町大字宝積寺 2416	028-675-0337	全般
ベイシアさくら氏家店	さくら市氏家 725	028-681-8855	食料・雑貨
リオン・トール高根沢店	高根沢町大字宝積寺 2337	028-675-1251	食料・雑貨
リオン・トール高根沢東店	高根沢町大字平田 1989-1	028-676-8211	食料・雑貨
ファッションセンターしまむら高根沢店	高根沢町宝石台 3-14-4	028-680-1020	衣料

(注) 上から 11 事業所とは応援協定を締結済であり、以下は今後協定を締結する予定の店舗等です。

16 町内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	病床数
菅又病院	高根沢町大字花岡 2351	028-676-0311	134
高根沢中央病院	高根沢町光陽台 3-16-1	028-675-1133	53
阿久津医院	高根沢町大字大谷 176-1	028-675-2511	0
小林内科医院	高根沢町大字宝積寺 2261-23	028-675-2485	0
谷口病院	高根沢町大字宝積寺 1038	028-675-0005	00
深澤クリニック	高根沢町大字平田 1920-1	028-676-0671	0
まなか医院	高根沢町大字石末 2093-10	028-675-4123	0
越井クリニック	高根沢町光陽台 4-2-12	028-680-1133	0
光陽台診療所	高根沢町光陽台 3-16-3	028-675-3388	0
中津川循環器内科クリニック	高根沢町大字宝積寺 2388-5	028-675-7521	0
たかはし眼科	高根沢町光陽台 4-7-1	028-680-1711	5
倉持整形外科内科	高根沢町大字宝積寺 2384-37	028-675-0033	0
高根沢皮フ科クリニック	高根沢町宝石台 2-5-18	028-675-2111	0
関根クリニック	高根沢町光陽台 5-7-3	028-612-7015	0
在宅ほすびす	高根沢町大字宝積寺 1105-3	028-688-7005	0

※1 塩谷郡市医師会加入の医療機関を記載（歯科医院等は含まない）

※2 病床数は、データ上の数字であり入院を受けない等実態に合わないものがある。

17 災害危険箇所

17-1 本町の主な河川等

河川名	路線延長 (km)	管理機関	備考
鬼 怒 川	4.5 km	国土交通省	
五 行 川	8.7 km	栃木県	
井 沼 川	5.5 km	〃	栗ヶ島地内で五行川に合流
大 沼 川	5.7 km	〃	太田地内で井沼川に合流
冷 子 川	3.3 km	〃	平田地内で井沼川に合流
大 川	2.3km	町	
峰 下 川	1.2km	〃	
市 の 堀	7.9 km	鬼怒川東部土地改良区	
野 元 川	11.4 km	釜ヶ淵土地改良区	堰の管理は鬼怒川東部土地改良区
野元支線 1 号	7.3 km	〃	
野元支線 2 号	6.5 km	〃	

17-2 重要水防箇所

(令和2年4月 現在)

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地点名	延長(m)	水防工法
	種別	階級				
大沼川	堤防断面	B	左・右	花岡 (1559-10 地先～県道)	100	積土のう
冷子川	工作物	B	右	上太田 (東高谷農村公園付近)	60	積土のう
冷子川	工作物	A	左・右	上太田	230	積土のう

17-3 山地災害危険地区

(令和2年4月 現在)

番号	地区区分	地区名	位 置		直接保全対象施設		
			町・村	大字	字	人家戸数	公共施設種類
1	山腹崩壊危険地区	山 中 (1)	高根沢	文 挾	日向山	29	町道
2	〃	糠 塚 (1)	〃	文 挾	糖 塚	53	町道
3	〃	飯 室	〃	飯 室	内屋敷	18	町道
4	〃	中阿久津 (1)	〃	上阿久津	坂の上		町道
5	〃	中阿久津 (2)	〃	上阿久津	上の代	1	町道
6	〃	中阿久津 (3)	〃	上阿久津	上の代	1	町道
7	〃	中阿久津 (4)	〃	上阿久津	下の代	13	鉄道/町道
8	〃	中阿久津 (6)	〃	上阿久津	下の代	12	中学校/町道
9	〃	河原内 (1)	〃	宝積寺	北の原	21	小学校/国道/町道
10	〃	中 妻	〃	宝積寺	坂の上	16	鉄道/国道/町道
11	〃	上柏崎	〃	上柏崎		1	町道
12	〃	桑窪	〃	桑窪		1	養護施設
計	12箇所						

17-4 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

（令和2年4月 現在）

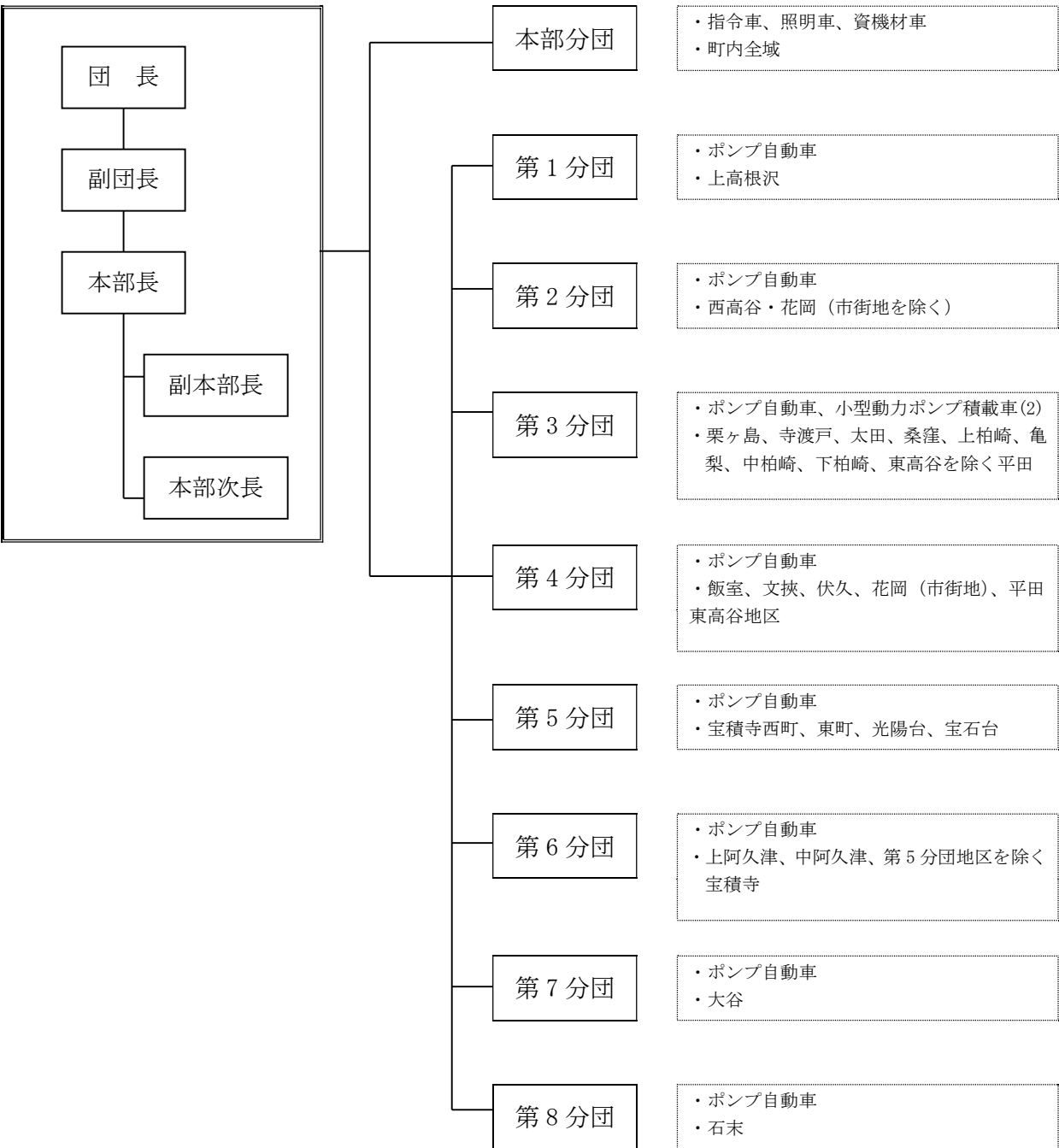
区分	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	連絡先 (消防団)	最寄り避難場所
		大 字	小 字				
自然 がけ	山の下 A	上高根沢	山ノ下	6		第 1 分団	上高根沢小学校
	平和台 A	宝積寺	平和台	7		第 5 分団	阿久津小学校
	役場前 A	石 末	天神坂	5		第 8 分団	中央小学校
	東 上 A	中阿久津	東 上	3	有	第 6 分団	阿久津中学校
	和 田 A	桑 窪	和 田	14		第 3 分団	桑窪公民館
	上 A	飯 室	内屋敷	6		第 4 分団	北小学校
	糠 塚 A	文 挾	糠 塚	5		第 4 分団	北小学校
	中阿久津東ⅡA	中阿久津	中阿久津東	3	有	第 6 分団	阿久津小学校
	阿久津小学校ⅡA	宝積寺	西 町	5	有	第 6 分団	阿久津中学校
	西 町ⅡA	宝積寺	西 町	1		第 6 分団	阿久津小学校
	西 町ⅡB	宝積寺	西 町	4		第 6 分団	阿久津小学校

18 河川水位観測所（本町関係）

（令和2年4月現在）

番号	観測所			所在地	主管事務所	水位	
	河川名	地区名	観測所名			通報	警戒
一	鬼怒川		佐貫（下）	塩谷町大字佐貫 （観音橋下流約 100m）	下館河川事務所 氏家出張所	1.50	2.30
一	鬼怒川		石井（右）	宇都宮市石井町 （新鬼怒橋上流約 100m）	下館河川事務所 石井出張所	1.00	1.50
一	〃		宝積寺（下）	宇都宮市板戸町	下館河川事務所 石井出張所		
	〃		宝積寺（上）	高根沢町宝積寺	下館河川事務所 氏家出張所		
106	五行川	芳 賀	両郡橋	芳賀町八ツ木 1030-2 地先	真岡土木事務所	0.80	1.10
105	〃	氏 家	氏家体育館	さくら市氏家 2730 地先	矢板土木事務所	0.90	1.20
	〃	平 田	神ノ前橋	高根沢町大字平田 （中郷公民館西）	矢板土木事務所		
	大沼川	花 岡	中央橋	高根沢町大字花岡 （花岡東上公民館北東）	矢板土木事務所		

19 高根沢町消防団組織図



20 消防施設の状況

（令和元年4月現在）

施設名	用途	基数 (基)	摘要
防火水槽 (40 m ³)	消火用	25	公設 23 基、私設 2 基
防火水槽 (20 m ³)	〃	96	公設 96 基
防火井戸	〃	33	公設 33 基
消火栓	〃	763	公設 731 基、私設 32 基
プール	非常時消火用	9	小、中、高校

21 高根沢町防災行政無線局

21-1 防災行政無線（同報系）・・・68.805MHz〔F2D、0.1W・0.5W〕

No.	種別	局名（箇所名）	所在地	No.	種別	局名（箇所名）	所在地
1	親局	高根沢町役場	石末 2053	31	子局	上太田公民館	平田 1110
2	子局	中妻	上阿久津 720	32	〃	平田中郷	〃 559
3	〃	阿久津中学校	中阿久津 1470	33	〃	北小学校	飯室 876
4	〃	消防団第 6 分団	宝積寺 951-1	34	〃	飯室	〃 741
5	〃	阿久津小学校	〃 1178	35	〃	台新田	亀梨 578-1
6	〃	東町中区	〃 2390-23	36	〃	台新田公民館	〃 472
7	〃	南区山中児童公園	〃 2261-97	37	〃	寺渡戸	寺渡戸 313
8	〃	宝積寺	〃 34-3	38	〃	太田地区コミュニティセンター	太田 745
9	〃	宝積寺石神	〃 1688-3	39	〃	太田中	〃 583-3
10	〃	光陽台みどり公園	光陽台 5-10-9	40	〃	太田東	〃 79-1 先
11	〃	宝石台ふれあい公園	宝石台 3-4-2	41	〃	栗ヶ島公民館	栗ヶ島 603-1
12	〃	大谷西	大谷 2531-2	42	〃	桑窪公民館	桑窪 356
13	〃	消防団第 7 分団	〃 1017-3	43	〃	桑下	〃 1795-1
14	〃	大谷東	〃 1431-18	44	〃	下柏崎	下柏崎 138-3
15	〃	石末笹原	石末 3450	45	〃	中柏崎	中柏崎 358
16	〃	石末宿	〃 2553-6	46	〃	金井公民館	上高根沢 4867
17	〃	中央小学校	〃 2247-1	47	〃	上高根沢築瀬	〃 4498 先
18	〃	石末原	〃 1825	48	〃	西根公民館	〃 3819
19	〃	石末柳林	〃 832	49	〃	上高根沢小学校	〃 765
20	〃	元籠関公民館	〃 1408	50	〃	上高廻谷	〃 976-2
21	〃	石末赤堀	〃 202	51	〃	上高台ノ原	〃 6484
22	子局	花岡東上公民館	花岡 2787	52	子局	上高宿	〃 2379-1 先
23	〃	花岡西上	〃 1865-2	53	〃	上高塚原	〃 365-1
24	〃	消防団第 2 分団	〃 190-2	54	〃	石沼公民館	〃 177
25	〃	花岡東下	〃 291	55	〃	中阿久津公民館	中阿久津 350
26	〃	西高谷	西高谷 333-1	56	〃	花岡	花岡 1504-1
27	〃	伏久	伏久 425	57	〃	上柏崎	上柏崎 532-1
28	〃	文挾	文挾 445				
29	〃	仁井田ふれあい広場駐車場	平田 2009-4				
30	〃	東高谷	〃 1831 - 1				

21-2 防災行政無線（移動系）・・・466.2625MHz〔F3E〕

No.	呼称名称	出力	所在	No.	呼称名称	出力	所在
1	ぼうさいたかねざわ 1	5W	地域安全課	26	ぼうさいたかねざわ 102	5W	地域安全課
2	〃 2	〃	〃	27	〃 103	〃	消防団執行部
3	〃 3	〃	〃	28	〃 104	〃	消防団執行部
4	〃 4	〃	〃	29	〃 105	〃	消防団執行部
5	〃 5	〃	〃	30	〃 106	〃	消防団執行部
6	〃 18	〃	〃	31	〃 107	〃	消防団執行部
7	〃 21	〃	産業課	32	〃 108	〃	地域安全課
8	〃 22	〃	〃	33	〃 151	〃	第1分団ポンプ車
9	〃 23	〃	〃	34	〃 152	〃	第2分団ポンプ車
10	〃 24	〃	〃	35	〃 153	〃	第3分団ポンプ車
11	〃 31	〃	上下水道課	36	〃 154	〃	第4分団ポンプ車
12	〃 32	〃	〃	37	〃 155	〃	第5分団ポンプ車
13	〃 33	〃	〃	38	〃 156	〃	第6分団ポンプ車
14	〃 34	〃	〃	39	〃 157	〃	第7分団ポンプ車
15	〃 51	〃	第1分団ポンプ車	40	〃 158	〃	第8分団ポンプ車
16	〃 52	〃	第2分団ポンプ車	41	〃 159	〃	第3分団積載車
17	〃 53	〃	第3分団ポンプ車	42	〃 160	〃	第3分団積載車
18	〃 54	〃	第4分団ポンプ車	43	〃 201	1W	上下水道課
19	〃 55	〃	第5分団ポンプ車	44	〃 202	〃	〃
20	〃 56	〃	第6分団ポンプ車	45	〃 203	〃	産業課
21	ぼうさいたかねざわ 57	5W	第7分団ポンプ車	46	ぼうさいたかねざわ 204	1W	産業課
22	〃 58	〃	第8分団ポンプ車	47	〃 205	〃	地域安全課
23	〃 59	〃	第3分団積載車				
24	〃 60	〃	第3分団積載車				
25	〃 101	〃	消防団執行部				

21-3 参考・消防無線

免許人	呼称名称	電波形式	周波数	備考
塩谷広域行政組合消防本部 高根沢消防署	しょうぼうたかねざわ	F3E	152.23MHz	消防本部管轄署は、同一周波数を使用。

22 緊急輸送道路指定路線〔県指定〕

緊急輸送道路種別	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	国道	国道4号	全線
		国道408号	全線（宝積寺石神地内）
第2次緊急輸送道路	主要地方道	宇都宮那須烏山線（県道10号）	一部 石神交差点（国道4号線）～亀梨
		県道101号線	宝積寺～石末
第3次緊急輸送道路	主要地方道	真岡烏山線（県道61号）	一部 芳賀町給部～中柏崎

23 上下水道施設

23-1 水道事業浄水施設

種別	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)	備考
上水道	中阿久津浄水場	浅井戸	消毒	20,583	
〃	宝石台浄水場	深井戸	〃	4,100	
〃	仁井田浄水場	浅井戸	〃	3,808	
〃	東部浄水場	深井戸	〃	774	

23-2 下水道施設

(1) 公共下水道施設

処理場名	施設所在地	供用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方法	放流 河川
仁井田水処理センター	高根沢町大字平田 1269	1994	750	オキシデーション デイツ法	井沼川
宝積寺アクアセンター	高根沢町大字宝積寺 1809-1	2000	4,200	〃	鬼怒川

(2) 農業集落排水施設

地区名	施設所在地	供用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方法	放流河川
高根沢東部	高根沢町大字桑窪 731-1	1997	729	回分式活性汚泥法	五行川

24 変電設備（東京電力：本町関係）

変電所名	所在地	建設年	一次電圧 (KV)	許可出力 (KVA)	供給区域
氏家	さくら市氏家 2710	大 10.9	66	40,000	高根沢町、さくら市
宝積寺	高根沢町大字宝積寺字山中 2240-7	昭 59.6	154	40,000	高根沢町、那須烏山市（南那須）、宇都宮市
下高根沢	芳賀町大字芳賀台 175-2	平 3.6	66	40,000	高根沢町、芳賀町、宇都宮市

25 避難所（場所）

25-1 指定避難所一覧

No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能 人数(人)	施設の種別 (建物・㎡)	拠点 区分
1	阿久津中学校	中阿久津 1470	675-0014	845	体育館 1,691	
2	阿久津小学校	宝積寺 1178	675-0046	386	体育館 773	○
3	図書館中央館	宝積寺 1220-2	675-6531	154	集会所等 309	
4	西小学校	光陽台 3-2-3	675-7541	437	体育館 875	○
5	大谷集落センター	大谷 922	(館長宅)	57	集会所等 115	
6	中央小学校	石末 2247	675-0047	236	体育館 472	○
7	町民広場	石末 1825	675-3175	1,226	改善センター・トレン 町民ホール等 2,452	
8	高根沢高校	文挾 32-2	676-0531	495	体育館 990	
9	北小学校	飯室 876	676-0014	255	体育館 510	○
10	仁井田ふれあい広場	平田 2012-2	676-3155	465	体育館・集会所等 931	
11	台新田公民館	亀梨 478	(館長宅)	54	集会所等 108	
12	東小学校・北高根沢中 学校	太田 753	676-1651	608	体育館 1,216	○
13	桑窪公民館	桑窪 405	(館長宅)	57	集会所等 115	
14	柏崎公民館	中柏崎 246-4	(館長宅)	48	集会所等 97	
15	上高根沢小学校	上高根沢 2080	675-0648	234	体育館 469	○
16	道の駅たかねざわ 元 気あつぷむら	上柏崎 588-1	676-1126	182	多目的ホール 364	
合計				5,739	11,487	

※ 収容可能人数は、1人当たり施設等床面積/2㎡で算出

※ 集会所として利用している施設（公民館等）は、延べ床面積×有効率（70％）で算出

※ 指定避難所とは、被災者が一定期間生活する場所として町が指定した避難所

※ 拠点避難所とは、町が防災倉庫等を整備し、食料及び飲料水等を備蓄している避難所

25-2 指定緊急避難場所一覧

No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能 人数(人)	収容面積
1	阿久津中学校	中阿久津 1470	675-0014	845	1,691
2	阿久津小学校	宝積寺 1178	675-0046	386	773
3	図書館中央館	宝積寺 1220-2	675-6531	154	309
4	西小学校	光陽台 3-2-3	675-7541	437	875
5	大谷集落センター	大谷 922	(館長宅)	57	115
6	中央小学校	石末 2247	675-0047	236	472
7	町民広場	石末 1825	675-3175	1,226	2,452
8	高根沢高校	文挾 32-2	676-0531	495	990
9	北小学校	飯室 876	676-0014	255	510
10	仁井田ふれあい広場	平田 2012-2	676-3155	465	931
11	台新田公民館	亀梨 478	(館長宅)	54	108
12	東小学校・北高根沢中学校	太田 753	676-1651	608	1,216
13	桑窪公民館	桑窪 405	(館長宅)	57	115
14	柏崎公民館	中柏崎 246-4	(館長宅)	48	97
15	上高根沢小学校	上高根沢 2080	675-0648	234	469
16	旧東小学校	太田 715	675-1037	500	1,000
17	道の駅たかねざわ 元気あっぷむら (多目的広場)	上柏崎 588-1	676-1126	1,500	3,000
18	駅西児童公園	宝積寺 1051	675-8107	822	1,644
19	仁井田児童公園	平田 1908-1	675-8107	984	1,969
20	光陽台のびのび公園	光陽台 2-4-1	675-8107	2,512	5,025
21	光陽台なかよし公園	光陽台 3-4-1	675-8107	2,509	5,018
22	宝石台ふれあい公園	宝石台 3-4-2	675-8107	1,894	3,788
23	宝石台あおぞら公園	宝石台 2-4-2	675-8107	2,667	5,334
24	宝石台さわやか公園	宝石台 1-4	675-8107	1,399	2,799
25	ファミリー公園	光陽台 4-4	675-8107	6,578	13,156
26	ハイタッチパーク	宝積寺 2374-57	675-8107	1,220	2,441
27	砂部公園	平田 1066-15	675-8107	5,272	10,544
28	ハイテクパーク	宝積寺 2021-19	675-8107	23,874	47,749
29	街区公園 I	宝積寺 2280-2	675-8107	900	1,800
合計				58,188	116,390

※ 収容可能人数は、1人当たり施設等床面積/2㎡で算出

※ 集会所として利用している施設（公民館等）は、延べ床面積×有効率（70％）で算出

※ 指定緊急避難場所とは、一時的に難を逃れるための場所として町が指定した緊急時の避難場所

25-3 福祉避難所一覧

	施設名	居室の名称	受入可能 人数	所在地	電話番号
					FAX
1	花の丘/木の香	花の丘・木の香	22	花岡 1503-9	688-7951
					688-7952
2	高根沢のぞみ苑	交流ホール	15	花岡 2158-10	676-3366
					676-0542
3	ケアハウスフローラ	けやき館・ゲスト ルーム・相談室	19	上柏崎 551-1	676-3300
					676-3301
4	フローラりんくる	ショートステイ空 室・パブリックス ペース	8	宝積寺 2240-1	680-3555
					680-3558
5	デイサービスセン ターくるみ	静養室・相談室	5	光陽台 1-5-4	908-4838
					680-1590
6	デイホーム照和	機能訓練室・相談室	15	宝積寺 1214-3	611-1662
					611-1663
7	いぶき	開放スペース作業室・ 作業室・相談室	8	桑窪 2266-2	676-3500
					676-3501
8	あさひ	相談室・作業室	10	文挾 371-6	688-7630
					688-7632
9	抛り所えん	会議室	10	宝石台 1-1-14	675-7771
					675-7771
合 計			112		

25-4 震災による被害想定に基づく指定避難所における収容判定表

避難場所名	地域人口	対象地域	被災者 想定人数	収容可能 人数	判定	収容面積
阿久津中学校	10,114	宝積寺、上阿久 津中阿久津	584	1,385	○	1,691
阿久津小学校						773
図書館中央館						309
西小学校	7,604	光陽台、宝石台	437	437	○	875
大谷集落センター	4,049	大谷、石末、花 岡、西高谷	232	1,519	○	115
中央小学校						472
町民広場						2,452
高根沢高校	3,084	伏久、文挾 飯室、亀梨、平 田	177	1,215	○	990
北小学校						510
仁井田ふれあい広場						931
台新田公民館	2,864	上柏崎、亀梨、 桑窪、栗ヶ島、 太田、中柏崎、 下柏崎	164	767	○	108
東小学校・北高根沢中 学校						1,216
桑窪公民館						115
柏崎公民館						97
上高根沢小学校	1,858	上高根沢	106	234	○	469
合計	29,573		1,700	5,557	○	11,123

※1 判定欄は、○：満足している △：満足しているが危険 ×：不足

※2 収容可能人数は、1人当たり体育館等床面積/2㎡で算出

※3 集会所として利用している施設（公民館等）は、延べ床面積×有効率（70％）で算出

25-5 風水害時の指定避難所開設における危険度判定表

No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能 人数(人)	危険度
1	阿久津中学校	中阿久津 1470	675-0014	845	D
2	阿久津小学校	宝積寺 1178	675-0046	386	D
3	図書館中央館	宝積寺 1220-2	675-6531	154	D
4	西小学校	光陽台 3-2-3	675-7541	437	D
5	大谷集落センター	大谷 922	675-1967	57	A
6	中央小学校	石末 2247	675-0047	236	C
7	町民広場	石末 1825	675-3175	1,226	C
8	高根沢高校	文挾 32-2	676-0531	495	D
9	北小学校	飯室 876	676-0014	255	D
10	仁井田ふれあい広場	平田 2012-2	676-3155	465	D
11	台新田公民館	亀梨 478	(館長宅)	54	D
12	東小学校・北高根沢中学校	太田 753	676-1651	608	A
13	桑窪公民館	桑窪 405	(館長宅)	57	D
14	柏崎公民館	中柏崎 246-4	(館長宅)	48	D
15	上高根沢小学校	上高根沢 2080	675-0648	234	C
合計				5,557	

危険度A：想定浸水深が0.5m～3.0mの場所

危険度B：想定浸水深が0.0m～0.5mの場所

危険度C：浸水のおそれは少ないが、周囲が浸水する場所

危険度D：浸水のおそれがない場所

26 飛行場外・緊急離着陸場

区分	離着陸場名	所在地	管理者	連絡先
指定	高根沢町町民広場	高根沢町大字石末 1804	高根沢町長	675－3175
指定外 (公立)	阿久津中学校	高根沢町大字中阿久津 1470	阿久津中学校長	675－0014
	阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺 1178	阿久津小学校長	675－0046
	西小学校	高根沢町光陽台 3－2－3	西小学校長	675－7541
	大谷集落センター	高根沢町大字大谷 922	大谷公民館長	675－1967
	高根沢高校	高根沢町大字文挾 32－2	高根沢高校校長	676－0531
	北小学校	高根沢町大字飯室 876	北小学校長	676－0014
	台新田公民館	高根沢町大字亀梨 478	台新田公民館長	
	旧東小学校	高根沢町大字太田 715	高根沢町長	675－1037
	東小学校 北高根沢中学校	高根沢町大字太田 753	北高根沢中学校長	676－1651
	桑窪公民館	高根沢町大字桑窪 405	桑窪公民館長	
	上高根沢小学校	高根沢町大字上高根沢 2080	上高根沢小学校長	675－0648
	柏崎公民館	高根沢町大字中柏崎 248－4	柏崎公民館長	
	石末運動場	高根沢町大字石末 2115－1	高根沢町長	675－3175
	太田地区コミュニティセンター 駐車場	高根沢町大字太田 728	〃	675－8101
指定外 (民間)	キリン運動場	高根沢町大字花岡 93－1	高根沢町長	675－3175
	テイ・エステック工場敷地	高根沢町大字太田 118－1	総務課	676－1234
	栃木県民ゴルフ場	高根沢町大字宝積寺 828	支配人	675－7211
	ミサワガーデンクラブ	高根沢町大字文挾 764－3	支配人	676－1011
	東雲ゴルフクラブ	高根沢町大字亀梨 630	支配人	676－2800

注 1. 県防災計画指定及び自衛隊に届出してある場所は「町民広場」のみです。

注 2. 全てヘリコプターの離着陸は可能であるが、指定外（民間）を使用するときは大規模災害に限る。

27 応援協定書

27-1 市町村相互応援協定の締結先一覧

市町村間の相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における市町村相互援助に関する協定	県内全市町村	平成 8 年 7 月 30 日	・県内 8 ブロックに分けてのブロック内応援とブロック間応援 ・食糧、飲料水及び生活必需品の提供 ・被災者の救出・医療 ・一時収容施設の提供 ・ボランティアのあっせん等
災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町、高根沢町（栃木県中央都市圏首長懇談会構成市町 6 市 6 町）	平成 19 年 3 月 31 日	・備蓄品の共同利用
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	東武宇都宮百貨店 福田屋百貨店	平成 19 年 3 月 31 日	・食糧・生活必需品の供給等の協力
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	平成 19 年 3 月 31 日	・食糧・生活必需品の供給等の協力
災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成 19 年 3 月 31 日	・食糧・生活必需品の供給等の輸送協力
消防相互応援協定	宇都宮市	昭和 61 年 3 月 24 日	・消防隊、資機材応援
特殊災害消防相互応援協定	宇都宮市、足利市、栃木地区広域行政事務組合、佐野地区広域消防組合、鹿沼地区広域行政事務組合、日光地区広域消防組合、今市市、小山市、芳賀地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合、塩谷広域行政組合、黒磯那須消防組合、石橋地区消防組合、藤原町、南那須地区広域行政事務組合	昭和 56 年 5 月 20 日	・高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害時における応援

塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定	矢板市、さくら市、塩谷町、さくら警察署、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、栃木県建設業協会塩谷支部	平成 24 年 2 月 2 日	・地震、風水害、雪害その他の災害が発生したときに町が行う災害対応活動への協力要請
災害時における相互応援協定	長崎県雲仙市	平成 24 年 2 月 14 日	・食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供等
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 24 年 6 月 29 日	・災害時における各種情報の交換等 ・情報連絡員(リエゾン)の派遣
原子力災害時における城郷町民の広域避難に関する協定書	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、茨城県城里町	平成 30 年 3 月 28 日	・原子力災害時における避難の受入れ

27-2 災害時における各種協定の締結先一覧

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成 24 年 5 月 25 日	・災害時に避難勧告等の緊急情報や被害状況など町民に伝えたい情報をヤフーに提供し、ヤフーサービス上への掲載などの情報発信
災害時における飲料の供給協力に関する協定	(株)ダイソー・トリコサービス 関東	平成 24 年 6 月 13 日	・飲料の供給の協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)伊藤園	平成 24 年 8 月 24 日	・食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資の供給等の協力
災害時における燃料等の供給に関する協定	中村油店、(有)平石商店、(有)植木商店、(株)ENEOS フロンティア宇都宮支店 Dr.Drive 宝積寺店	平成 24 年 9 月 21 日	・燃料等の供給の協力
災害時等における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	平成 25 年 11 月 19 日	・町有施設の電気設備の復旧・点検 ・町有施設への物資の供給等
災害時における高根沢町と高根沢町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)高根沢郵便局	平成 29 年 7 月 11 日	・緊急車両等としての車両の提供 ・広報活動等
災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定	エアーサービス古口、スカイトライアル、(株)エス・アイ・エイ	平成 30 年 10 月 17 日	・無人航空機を活用しての被災状況の情報収集等

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	栃木県トラック協会塩那支部	令和元年 12 月 18 日	・ 物資の輸送協力
災害時における物資調達に関する協定	(株)栃木カートン	令和元年 12 月 18 日	・ 段ボール製品等の供給の協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン総合販売本部関東エリアグループ	令和元年 12 月 18 日	・ 災害時における地図の貸与、防災・減災に寄与する地図の作成

27-3 災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町村）

災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規

定に基づき、応援市町村が行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

- 2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇都宮市長	増山道保	石橋町長	柏崎 保
足利市長	早川一夫	国分寺町長	若林英二
栃木市長	鈴木乙一郎	野木町長	金澤 豊
佐野市長	毛塚吉太郎	大平町長	佐山 芳
鹿沼市長	福田 武	藤岡町長	高際高德
日光市長	小平英哉	岩舟町長	渡辺芳美
今市市長	福田昭夫	都賀町長	青木隆尚
小山市長	船田 章	栗山村長	斎藤喜美男
真岡市長	菊地恒三郎	藤原町長	八木澤昭雄
大田原市長	千保一夫	塩谷町長	大島藤吾
矢板市長	山口公久	氏家町長	吉澤 章
黒磯市長	藤田政壽	高根沢町長	岡田幸雄
上三川町長	猪瀬成男	喜連川町長	花塚 發
南河内町長	坂本信亥	南那須町長	神野紘宇
上河内町長	花塚菊徳	烏山町長	岩崎義一
河内町長	稲垣 稔	馬頭町長	白寄 暹
西方町長	駒場寿郎	小川町長	渡辺良治
栗野町長	湯澤隆夫	湯津上村長	吉成義雄
足尾町長	齊藤重二	黒羽町長	斎藤典男
二宮町長	小倉尚志	那須町長	藤田 傑
益子町長	平野良和	西那須町長	宮本善夫
茂木町長	阿部武史	塩原町長	平山喜助
市貝町長	國井義彗	田沼町長	小玉 新
芳賀町長	田野辺充男	葛生町長	立川裕康
壬生町長	清水英世	栃木県知事	渡辺文雄

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

- 第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な服装、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項
- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表1

連絡の窓口（省略）

別表2

市 町 村 の 区 分

ブロック名	構 成 市 町 村
北那須ブロック	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、栗野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
ブロック名	構 成 市 町 村
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表 3

応 援 ブ ロ ッ ク

被災ブロック名	応 援 ブ ロ ッ ク 名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

27-4 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定（県央都市圏市町）

災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市6町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（備蓄品の提供）

第1条 6市6町の区域内において、災害が発生したときは、6市6町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第2条 被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 備蓄品の品名、数量等
- (3) 備蓄品の搬入場所及び方法等

2 援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を知するものとする。

(提供する備蓄品)

第3条 非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

(備蓄品の運搬)

第4条 備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 6市6町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

(補 則)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、6市6町は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月31日

宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
鹿沼市	鹿沼市長	阿部和夫
真岡市	真岡市長	福田武隼
さくら市	さくら市長	秋元喜平
下野市	下野市長	広瀬寿雄
日光市	日光市長	斎藤文夫
上三川町	上三川町長	猪瀬成男
西方町	西方町長	若林照一
二宮町	二宮町長	藤田忠義
芳賀町	芳賀町長	森 仁
壬生町	壬生町長	清水英世
高根沢町	高根沢町長	高橋克法

27-5 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（百貨店）

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と〔株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店〕（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表1に掲げる物資のうちから指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

第10条 この協定は、平成19年3月31日から実施する。

本協定締結の証として本書を14通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第 1

災 害 時 の 食 糧 ・ 生 活 必 需 品

No.	種 類	物 資
1	寝 具 類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣 料 類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊 事 用 具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食 器 類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
6	光 熱 材 料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食 糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成 19 年 3 月 31 日

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
宇都宮市
宇都宮市長 佐藤栄一

鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市
鹿沼市長 阿部和夫

真岡市荒町 5191 番地
真岡市
真岡市長 福田武隼

さくら市氏家 2771 番地
さくら市
さくら市長 秋元喜平

下野市小金井 1127 番地
下野市
下野市長 広瀬寿雄

日光市今市本町 1 番地
日光市
日光市長 斎藤文夫

上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地
上三川町
上三川町長 猪瀬成男

西方町大字本城 1 番地

西方町
西方町長 若林照一

二宮町大字石島 893 番地 15
二宮町
二宮町長 藤田忠義

芳賀町大字祖母井 1020 番地
芳賀町
芳賀町長 森 仁

壬生町通町 12 番 22 号
壬生町
壬生町長 清水英世

高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町
高根沢町長 高橋克法

宇都宮市宮園町 5 番 4 号
株式会社東武宇都宮百貨店
代表取締役社長 根津公一

宇都宮市戸祭元町 2 番 8 号
株式会社福田屋百貨店
代表取締役社長 福田宏一

27-6 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（生活協同組合）

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次にとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表1の物資を指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、平成19年3月31日から実施する。

本協定締結の証として本書を13通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災 害 時 の 食 糧 ・ 生 活 必 需 品

No.	種 類	物 資
1	寝 具 類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣 料 類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊 事 用 具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食 器 類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
6	光 熱 材 料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食 糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成 19 年 3 月 31 日

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
宇都宮市
宇都宮市長 佐藤栄一

鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市
鹿沼市長 阿部和夫

真岡市荒町 5191 番地
真岡市
真岡市長 福田武隼

さくら市氏家 2771 番地
さくら市
さくら市長 秋元喜平

下野市小金井 1127 番地
下野市
下野市長 広瀬寿雄

日光市今市本町 1 番地
日光市
日光市長 斎藤文夫

上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地
上三川町
上三川町長 猪瀬成男

西方町大字本城 1 番地
西方町
西方町長 若林照一

二宮町大字石島 893 番地 15
二宮町
二宮町長 藤田忠義

芳賀町大字祖母井 1020 番地
芳賀町
芳賀町長 森 仁

壬生町通町 12 番 22 号
壬生町
壬生町長 清水英世

高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町
高根沢町長 高橋克法

宇都宮市川田町 858 番地

27-7 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定

災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力及び要請手続)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協 議)

第 11 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第 12 条 この協定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施する。

本協定締結の証として本書を 13 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 31 日

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市

宇都宮市長 佐藤栄一

鹿沼市今宮町 1688 番地 1

鹿沼市

鹿沼市長 阿部和夫

真岡市荒町 5191 番地

真岡市

真岡市長 福田武隼

さくら市氏家 2771 番地

さくら市

さくら市長 秋元喜平

下野市小金井 1127 番地

下野市

下野市長 広瀬寿雄

日光市今市本町 1 番地

日光市

日光市長 斎藤文夫

上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地

上三川町

上三川町長 猪瀬成男

西方町大字本城 1 番地

西方町

西方町長 若林照一

二宮町大字石島 893 番地 15

二宮町

二宮町長 藤田忠義

芳賀町大字祖母井 1020 番地

芳賀町

芳賀町長 森 仁

壬生町通町 12 番 22 号

壬生町

壬生町長 清水英世

高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町

高根沢町長 高橋克法

宇都宮市下栗 1 丁目 4 番 3 号

赤帽栃木県軽自動車運送協同組合

理事長 原田守男

27-8 消防相互応援協定書（宇都宮市）

消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき宇都宮市（以下「甲」という。）と高根沢町及び塩谷広域行政組合（以下「乙」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（応援の区域）

第2条 この協定による応援区域は、甲又は乙の管轄区域内とする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
- (2) 甲又は乙の境界地域に発生した災害の場合

（応援の要請）

第4条 前条第1号に定める災害が発生した甲又は乙は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の現場
- (2) 災害の概要
- (3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量
- (4) その他必要事項

（要請による応援派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた甲又は乙は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し、又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた甲又は乙は、その旨を要請側に急報するものとする。

（要請によらない応援派遣）

第6条 甲又は乙の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、甲又は乙の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

2 甲又は乙の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を甲又は乙に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、消防団長とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。

（応援隊の報告）

第8条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告をするものとする。

（応援に要する経費）

第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の出動手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。

- (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。

(その他)

第10条 この協定に規定していない事項、または、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

第11条 本協定を証するため、正本3通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和61年4月1日から効力を生ずる。

上記にとおり協定する。

昭和61年3月24日

甲 宇都宮市長 増山道保
乙 高根沢町長 阿久津勝一
乙 塩谷広域行政組合
管理者 山口公久

27-9 特殊災害消防相互応援協定書

特殊災害消防相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇 都 宮 市 長

足 利 市 長

栃木地区広域行政事務組合管理者

増 山 道 保

町 田 幸 久

永 田 英太郎

佐野地区広域消防組合長	鈴木達三
鹿沼地区広域行政事務組合管理者	古澤俊一
日光地区広域消防組合長	星野仁十郎
今市市長	齋藤昭男
小山市長	栗田政夫
芳賀地区広域行政事務組合長	菊地恒三郎
大田原地区広域消防組合長	渡辺正義
塩谷広域行政組合管理者	大谷英一
黒磯那須消防組合長	月江富治郎
石橋地区消防組合管理者	若松元一
藤原町長	星光二
南那須地区広域行政事務組合長	澤村一郎

27-10 塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定

塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定

矢板市(以下「甲」という。)、さくら市(以下「乙」という。)、塩谷町(以下「丙」という。)、高根沢町(以下「丁」という。)、栃木県さくら警察署(以下「戊」という。)、栃木県矢板警察署(以下「己」という。)、塩谷広域行政組合消防本部(以下「庚」という。))及び栃木県建設業協会塩谷支部(以下「辛」という。))は、その相互において、地震、風水害、雪害その他災害(以下「災害」という。))が発生した場合に、被災した甲、乙、丙及び丁(以下「被災自治体」という。))が行う地域防災活動への協力並びに災害時、警察及び消防が行う人命救助等の初動活動強化に資するための資機材、重機及び人員(以下「資機材等」という。))の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に被災自治体が行う応急対策活動に際し、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合の辛の協力及び被災自治体が辛から提供を受ける資機材等について、辛が戊、己、庚に資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(自治体の応援要請)

第2条 被災自治体は、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合において、辛に対して、資機材の提供に関し応援を要請することができる。

- 2 辛は、事前に提出した名簿の中から適当と認められる業者を選定し、被災自治体に派遣するものとする。
- 3 辛は、選定した業者の派遣に際しては、事前に業者名、応援規模について被災自治体に通知するものとする。

(警察・消防の応援要請)

第3条 戊、己及び庚は、災害時における人命救助等の警察・消防活動上必要な初動活動のため、資機材等が必要になった場合には、必要な事項を明らかにした文書により被災自治体に要請し、被災自治体は辛に対し資機材等の提供を指示するものとする。ただし、急を要するときは、口頭による要請の後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

- 2 前項の要請について、戊、己及び庚が、被災自治体に要請するいとまがない場合には、戊、己及び庚は直接、辛に要請できるものとし、特に急を要するときは、辛の所属支部員に対し、直接要請することができるものとする。

(協力)

第4条 辛は、前2条の要請があったときは、特段の理由のない限り資機材等の提供について協力するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定により、辛が提供した資機材等の費用については、被災自治体が負担するものとする。

- 2 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(遵守事項)

第6条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を、自己または他人に利するための手段として利用しないこと。

- (2) この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) この協定に基づく応急活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(従事者の補償)

第7条 従事した者が、当該業務により負傷、罹患又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。これによらない場合は、被災自治体と辛が協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、各員のいずれからも申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度各員間で協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書を8通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月2日

矢板市本町5番4号
甲 矢板市
市 長 遠藤 忠

さくら市氏家2771番地
乙 さくら市
市 長 人見 健次

塩谷町大字玉生741番地
丙 塩谷町
町 長 手塚 功一

高根沢町大字石末2053番地
丁 高根沢町
高根沢町長 高橋 克法

さくら市馬場786番地1
戊 栃木県さくら警察署
署 長 田村 利夫

矢板市中2001番地1
己 栃木県矢板警察署
署 長 坂田 清隆

矢板市富田94番地1
庚 塩谷広域行政組合消防本部
消防長 高橋 久之

矢板市扇町2丁目10番6号
辛 (社)栃木県建設業協会塩谷支部
支部長 渡邊 武男

27-11 災害時における相互応援協定書

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県雲仙市と栃木県高根沢町（以下「市町」という。）において、大規模な災害が発生し、被災市町だけでは十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、被災市町の要請にこたえ、相互に救援協力し、被災した市町の応急対策を円滑に遂行するために、締結するものである。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (4) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (5) 被災地児童の交流
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (3) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (4) 応援場所及び当該場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 被災市町において地震等の大規模災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、応援市町は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

(資料及び情報の交換)

第4条 この協定による応援が円滑に行なわれるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

(連絡の窓口)

第6条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 2月14日

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市長 奥村 慎太郎

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

高根沢町長 高橋 克法

27-12 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、高根沢町長 高橋克法（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、高根沢町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 高根沢町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 高根沢町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年6月29日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長

下 保

修

乙) 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

高根沢町長 高橋 克法

27-13 災害時に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

栃木県高根沢町（以下「高根沢町」という。）とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、高根沢町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、高根沢町が高根沢町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ高根沢町の行政機能の低下を軽減させるため、高根沢町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、高根沢町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、高根沢町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 高根沢町が、高根沢町内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 高根沢町が、高根沢町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 高根沢町が、災害発生時の高根沢町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに高根沢町民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 高根沢町が、高根沢町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上の高根沢町の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- 2 前項の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、高根沢町およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
- 3 高根沢町およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項および第1項に記載のない事項についても、高根沢町およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 高根沢町による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく高根沢町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、高根沢町から提供を受ける情報について、高根沢町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 ヤフーおよび高根沢町は、本協定締結の事実および本協定の内容を共同で公表するものとし、その時期、方法および内容については、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、高根沢町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、高根沢町とヤフー両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月25日

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053
高根沢町長 高橋 克法

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 井上 雅博

27-14 原子力災害時における城郷町民の広域避難に関する協定

原子力災害時における城郷町民の広域避難に関する協定書

栃木県益子町、茂木町、市貝町、芳賀町及び高根沢町（以下「避難受入町」という。）と茨城県城里町（以下「城里町」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における城里町から避難受入町への広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入町及び城里町が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で城里町民の生命若しくは身体を原子力災害から保護するため、城里町長が広域避難の必要があると認めたときは、避難受入町は城里町民を受け入れるものとする。ただし、避難受入町が被災している等正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 避難受入町は、それぞれの指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を城里町民の避難所又は中継所兼基幹避難所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。

3 避難所等の開設等受入業務については、城里町の要請を踏まえて避難受入町が行うものとし、城里町はできるだけ早期に避難受入町から避難所等の運営の移管を受けるものとする。

4 広域避難にあたって、城里町は茨城県及び栃木県と連携し、避難受入町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入町に対する広域避難の受入要請は、城里町が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入町は、城里町と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに広域避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け避難受入町が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の延長が必要となったときは、城里町が、茨城県、栃木県及び避難受入町と協議して受入期間の延長を決定するものとする。

（避難退域時検査等）

第5条 広域避難を行う城里町民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び城里町民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、城里町が茨城県と協力し確保するものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合は、城里町は避難受入町に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 広域避難に要した費用は城里町が負担する。ただし、法令その他別に定めがある場合はこの限りではない。

2 城里町は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入町に対し当該費用の一時繰替による支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第8条 避難受入町及び城里町は、この協定に基づき広域避難が円滑に行われるよう、平素から必要に応じて情報の交換等の相互交流を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入町及び城里町の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入町及び城里町が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

栃木県益子町長 大塚 朋之

栃木県茂木町長 古口 達也

栃木県市貝町長 入野 正明

栃木県芳賀町長 見目 匡

栃木県高根沢町長 加藤 公博

茨城県城里町長 上遠野 修

27-15 災害時における飲料の供給協力に関する協定

災害時における飲料の供給協力に関する協定書

高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社ダイードリンコサービス関東（以下「乙」という。）は、災害時において必要となる被災者等のための飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、飲料を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部（災害警戒本部）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に飲料の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 甲は、第3条に定める要請を行う場合、必要な数量、引渡場所を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、飲料の供給を実施したときは、その供給終了後、速やかにその実施状況を報告書により報告するものとする。

（供給飲料の種類及び数量）

第6条 乙が、甲に供給をする飲料の種類は、次に掲げるものとする。又供給する飲料の数量は、要請時点で乙が提供可能な数量とする。
2 供給飲料 水・お茶等

（引渡し等）

第7条 飲料の引渡し及び輸送手段については、原則として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した飲料の代金は、甲が支払うものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 飲料の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、乙から前項の請求があったときはその内容を確認し、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料の供給等についての情報交換を行い、災

害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

甲	栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2 0 5 3 番地 高根沢町長 高橋 克法
乙	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち 3 - 4 - 2 5 株式会社ダイドードリンコサービス関東 代表取締役 杉山 憲一

27-16 災害時における物資の供給協力に関する協定

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時において必要となる食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第8条 この協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が町内で発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給協力の要請に関し、その手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、高根沢町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合には、供給協力依頼書（別記様式第1号）により乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙が供給できる範囲内で、甲に引き渡すものとする。

（物資の引渡場所）

第3条 物資の引渡場所は、乙の店舗等とし乙の納品書等により、甲が確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求）

第5条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第8条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1

通を保有する。

平成24年8月24日

- 甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町長 高橋 克法
- 乙 東京都渋谷区本町3-47-10
株式会社 伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

27-17 災害時における燃料等の供給に関する協定

災害時における燃料等の供給に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と中村油店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「高根沢町地域防災計画」に基づく応急措置のために燃料等が必要となった場合に、その供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は、乙に直接要請できるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（引き渡し）

第4条 甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第4条ただし書きに規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。

（支払い）

第7条 甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第4条ただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協定）

第9条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない次項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成24年9月21日から施行する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月21日

甲 塩谷郡高根沢町大字石末 2 0 5 3 番地
高根沢町長 高 橋 克 法

乙 塩谷郡高根沢町大字大谷 9 7 0 - 1
中村油店
代表 中村 昇一

災害時における燃料等の供給に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と(有)平石商店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「高根沢町地域防災計画」に基づく応急措置のために燃料等が必要となった場合に、その供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は、乙に直接要請できるものとする。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（引き渡し）

第 4 条 甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 甲の要請により乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第 6 条 乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第 4 条ただし書きに規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。

（支払い）

第 7 条 甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第 4 条ただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協定）

第 9 条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない次項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成 2 4 年 9 月 2 1 日から施行する。

この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成24年9月21日

甲 塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町長 高 橋 克 法

乙 塩谷郡高根沢町大字寺渡戸578-97
有限会社 平石商店
代表取締役 平石 誠治

災害時における燃料等の供給に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と(有)植木商店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「高根沢町地域防災計画」に基づく応急措置のために燃料等が必要となった場合に、その供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は、乙に直接要請できるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（引き渡し）

第4条 甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第4条ただし書きに規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。

（支払い）

第7条 甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第4条ただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協定）

第9条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない次項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成24年9月21日から施行する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月21日

甲 塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町長 高 橋 克 法

乙 塩谷郡高根沢町大字上高根沢5042-2
有限会社 植木商店
代表取締役 植木 利行

災害時における燃料等の供給に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と(株)ENEOS フロンティア宇都宮支店 Dr,Drive セルフ宝積寺店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「高根沢町地域防災計画」に基づく応急措置のために燃料等が必要となった場合に、その供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は、乙に直接要請できるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（引き渡し）

第4条 甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第4条ただし書きに規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。

（支払い）

第7条 甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第4条ただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協定）

第9条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない次項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

附 則
(施行期日)

1 この協定は、平成24年9月21日から施行する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月21日

甲 塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町長 高 橋 克 法

乙 塩谷郡高根沢町光陽台1-5-1
株式会社ENEOSフロンティア宇都宮支店
D r . D r i v eセルフ宝積寺店

27-18 災害時等における電気設備の復旧等に関する協定

災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書

高根沢町(以下「甲」という。)と栃木県電気工事業工業組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、高根沢町内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき(以下「災害時等」という。)に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 甲が応急活動を行う町有施設の電気設備の復旧・点検
- (2) 甲が応急活動を行う町有施設への物資の供給
- (3) その他甲が行う応急活動に対する協力

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

(措置の状況)

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が、第2条に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月19日

甲 高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町長 加藤 公博

乙 宇都宮市戸祭4丁目14番地31号

栃木県電気工事業工業組合

理事長 市川 明

27－19 災害時における高根沢町と高根沢町内郵便局の協力に関する協定

災害時における高根沢町と高根沢町内郵便局の協力に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と高根沢町内郵便局（以下「乙」という。）は、高根沢町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。なお、本協定については、乙を代表して高根沢郵便局が協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、高根沢町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交

換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 高根沢町 地域安全課長

乙 日本郵便株式会社 高根沢郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年7月11日

甲 高根沢町大字石末2053
高根沢町

町 長 加藤公博

乙 高根沢町内郵便局代表
高根沢町大字宝積寺2324番地6
日本郵便株式会社 高根沢郵便局

局 長 星野尚久

27-20 災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定

災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）とエアーサービス古口（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による情報収集業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高根沢町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の他、町民の生命、身体および財産に重大な被害が生じた場合、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用しての被災状況の情報収集やその他必要と認められた事項（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲による前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等について甲に報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条に基づく協力要請により、乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。ただし、緊急を要する場合は、見積書について、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該見積書を提出するものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合における

損害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（訓練の参加）

第 10 条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第 13 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 30 年 10 月 17 日

甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
高 根 沢 町
町 長 加藤 公博

乙 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺 2438 番地 77
エアーサービス古口
代 表 古口 智則

災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）とスカイトライアル（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による情報収集業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高根沢町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223

号）第 2 条第 1 号に定める災害の他、町民の生命、身体および財産に重大な被害が生じた場合、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害」という。）において、無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第 2 条 協力要請の内容は、無人航空機を活用しての被災状況の情報収集やその他必要と認められた事項（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第 3 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲による前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等について甲に報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条に基づく協力要請により、乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。ただし、緊急を要する場合は、見積書について、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該見積書を提出するものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合における損害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（訓練の参加）

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

高 根 沢 町
町 長 加藤 公博

乙 栃木県那須烏山市宮原 200 番地
スカイトライアル
代 表 塚部 省一

災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社エス・アイ・エイ（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による情報収集業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高根沢町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害の他、町民の生命、身体および財産に重大な被害が生じた場合、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害」という。）において、無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第 2 条 協力要請の内容は、無人航空機を活用しての被災状況の情報収集やその他必要と認められた事項（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第 3 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲による前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第 4 条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲は、その要請を受けて協力する乙に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第 6 条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等について甲に報告書（別記様式第 2 号）を提出するものとする。

2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第 7 条 乙は、甲に対し前条第 2 項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第 1 項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 3 条に基づく協力要請により、乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。た

だし、緊急を要する場合は、見積書について、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該見積書を提出するものとする。

（損害補償）

第 9 条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合における損害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（訓練の参加）

第 10 条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第 13 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 30 年 10 月 17 日

甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
高 根 沢 町
町 長 加藤 公博

乙 栃木県塩谷郡高根沢町光陽台二丁目 1 番地 1
株式会社エス・アイ・エイ
代表取締役社長 見目 尚之

27-21 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会塩那支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高根沢町あるいはその他の市町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する事由
- （2） 輸送業務の期間
- （3） 輸送する物資及び場所
- （4） 必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- （5） その他必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- （1） 災害名称
- （2） 緊急輸送の内容
- （3） 従事した会員会社名及び従事した人員数
- （4） 従事した期間
- （5） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が本協定に基づく緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれかから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年12月18日

甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町
町長 加藤 公博

乙 栃木県大田原市鹿畑1081番地5
栃木県トラック協会塩那支部
支部長 石塚 安民

27-22 災害時における物資調達に関する協定

災害時における物資調達に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社栃木カートン（以下「乙」という。）は、災害対応に必要な物資（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高根沢町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達（以下「物資の緊急調達」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとするにより、避難者の心理的、身体的な負担軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲が物資の緊急調達を要請するときは、物資調達協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、段ボールシート、段ボールケースその他の避難所等で活用できる段ボール製品のうち、乙が保有する品目とする。

（物資の供給）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲に物資を供給するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、甲、甲が依頼したときの乙又は甲の指定するものが行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資及びその運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生前の時点における適正な価格をもって決定するものとする。

（在庫の報告）

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫についての報告を要請することができる。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定のうち疑義が生じた事項については、甲及び乙において協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれかから解除の申出のない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和元年 12 月 18 日

- 甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町
町 長 加 藤 公 博
- 乙 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 1831 番地
株式会社栃木カートン
代表取締役社長 鈴 木 章

27-23 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、高根沢町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、高根沢町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年12月18日

甲) 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地	乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2
高根沢町	株式会社ゼンリン
高根沢町長 加 藤 公 博	関東エリアグループ 園 田 孝 司

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに關する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した

本データを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

28 高根沢町災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、高根沢町災害対策本部条例（昭和41年高根沢町条例第197号）に基づき、高根沢町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関して必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(本部の組織及び本部員会議等)

第2条 本部条例第2条第1項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもってあて、本部条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもってあて、副町長に事故あるとき、又は欠けたときは、地域安全課長が代行するものとする。

2 本部運営の補助者として災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）を設け、教育長をもってあてる。

3 本部に部及び班を置き、それぞれの役割は高根沢町災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

4 本部長の下に本部員会議を置き、本部員会議は本部長、副本部長、本部長付、各課の課長をもって構成することとして、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項を協議する。

5 本部員会議は本部長が招集し、主宰する。

6 本部長は、本部員会議に次の機関を協力機関として職員の出席を求めることができる。

- (1) 陸上自衛隊第12特科隊
- (2) 本部長が必要と認める市町村
- (3) 本部長が必要と認める市町村消防
- (4) ライフライン等関係機関

(事務分掌)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、別に定めるとおりとする。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、部長、班長及び班員は、災害対策活動に従事するときは法令等において特別の定めがある場合を除くほか、身分を明確にするため別に定める腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び連絡員)

第4条 本部は、災害の程度により本部室を地域安全課又は本部長が指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「高根沢町災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名するものをもってあてる。

5 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがある場合において、本部長が必要と認めたときに開設し、事務局を地域安全課に置く。

2 本部は災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき閉鎖する。

3 本部を開設又は閉鎖したときは、県、高根沢町防災会議委員及び報道機関にその旨通知する。

(本部開設前の措置)

第6条 地域安全課長は、予警報又は情報等により災害の発生する恐れがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び連絡調整に関すること。

(2) 人員配備の指示に関すること。

(3) 関係課等との連絡調整に関すること。

2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した職員は、直ちに地域安全課長に通報して指示を受け、関係課長等に通報しなければならない。

(非常配備の基準、編成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速に協力的な非常配備体制を整えるよう努めなければならない。

2 非常配備の種類、内容等の基準については、別表に定めるとおりとする。

3 各部長は、前項の基準に基づいて配備計画をたて、これを班員に徹底しておくものとする。

(第一配備下の体制)

第8条 第一配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地域安全課長は、県及び関係機関と連絡を取り、気象その他災害に関する情報を収集し、副本部長に報告するとともに関係部班に連絡をするものとする。

(2) 副本部長は、必要に応じて本部員会議を招集し、情報の聴取と当該情勢に対する処理を検討するものとする。

(3) 配備につく職員は、所属する部班の所在場所に待機し、必要な措置を取るものとする。

(第二配備下の体制)

第9条 第二配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部の効率的な機能を確保するため、本部室を開設するものとする。

(2) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡調整を強化するものとする。

(3) 各部長は次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。

ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第三配備下の体制)

第10条 第三配備が指令された場合は、各課長は災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時、地域安全課長を通じて本部長に報告しなければならない。

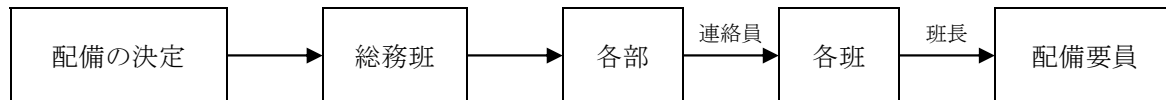
(非常配備の開始及び解除)

第 11 条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(動員)

第 12 条 前条の配備の指令が発せられたときは、各課長は配備要員を動員する。

2 前項の伝達は、総務班が本部連絡員、班長長を通じて、次の系統図により行う、



3 前項の伝達は勤務時間内にあつては庁内放送及び電話により、休日等勤務時間外にあつては電話により行う。

4 休日等勤務時間外における伝達の体制については、各部毎に具其他的な連絡系統を定めておくものとする。

(配備要員の参集)

第 13 条 配備要員は、休日等勤務時間外において町内に震度 6 弱以上の地震が発生したことを知ったとき、又は前条の伝達を受けたときは、すみやかに所属する本部に参集し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 要員自らが被災した場合には、班長又は本部連絡員に連絡を行い応急的な復旧後、参集するものとする。

(現地災害対策本部の設置及び組織)

第 14 条 本部長は、大規模災害が発生した場合において必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地区に現地災害対策本部を設置することができる。

2 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害応急対策が概ね完了したときは現地災害対策本部を解散する。

3 現地災害対策本部長は、原則として副本部長、本部長付のなかから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策副本部長は、災害対策本部員その他のなかから本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部員は、災害対策本部員その他の職員のなかから本部長が指名する者をもって充てる。

(現地災害対策本部の業務)

第 15 条 現地災害対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況、応急対策の実施状況の収集、取りまとめ及び本部への報告に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
 - (4) 消防、警察、自衛隊等の災害救助活動の役割分担の調整に関すること。
 - (5) 本部長の指示による応急対策の実施に関すること。
 - (6) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
- 2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け現地において災害応急対策業務を総括する。
- 3 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け現地災害対策本

部業務に従事する。

(現地災害対策本部会議)

第 16 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部会議を置く。

- 2 現地災害対策本部会議は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員をもって構成し、必要に応じ現地災害対策本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 現地災害対策本部会議は、前条第 1 項に掲げる業務を行うにあたって必要な基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。
- 4 現地災害対策本部長は、必要がある場合は、県の関係機関、消防、自衛隊、ライフライン等関係機関の職員の出席を求めることができる。

(被害状況の取扱い)

第 17 条 災害が発生したときは、各部長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 地域安全課長は、各課長並びに関係機関よりの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、すみやかに県支部を通じ、又は直接県本部担当課長へ報告するものとする。
- 3 被害状況の調査及び県に対する報告は、「栃木県地域防災計画」に定める要領により行なうものとする。

(災害情報の取扱い)

第 18 条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合地域安全課長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県消防防災課へ報告するものとする。

- 2 地域安全課長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは必要事項については、直ちに住民その他関係のある公共の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処して取るべき措置等について周知しなければならない。

(雑則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

(別表：第 7 条関係)

配 備 体 制 表

区分	配備時期	配備内容
第一 （準備 配備）	1. 風雨、大雨、洪水、強風等の注意報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	本部事務局（地域安全課）は副本部長（副町長）の指令を受け、関係部班との連絡協調を図って情報収集及び連絡活動が円滑に行なえる体制をとる。
	2. その他特に町長が必要と認めたとき。	
第二 （警戒 配備）	1. 暴風雨、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生する恐れがあるとき。	本部事務局は本部長（町長）の指令を受け、災害応急対策に関係する部班及び関係団体等に連絡して、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施できる体制を整える。 また、状況により第三配備に速やかに切換えられる準備を行う。
	2. その他特に町長が必要と認めたとき。	

第三配備 (非常体制)	1. 全域にわたって、風水害が発生する恐れがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。	本部事務局は本部長の指令を受け、関係課長に指示して災害対策に係る職員が的確に防災事務に従事できる体制を整える。 また、各課長は関係機関団体との連携協調に努め、災害対策の効率化と円滑化の確保を図る。
	2. その他町長が必要と認めたとき。	

29 高根沢町災害対策本部事務分掌表

部	部 長 副 部 長	班	班 長 副 班 長	分 掌 事 務
総務 企画 部	○部 長 総務課長 ○部長付 地域安全課長 ○副部長 企画課長 会計課長 議会事務局長 監査委員（選挙管理委員会）事務局長	総務 班	○班 長 総務課課長補佐 ○副班長 総務課係長	1. 本部の庶務に関すること。 2. 本部員会議に関すること。 3. 警報等の伝達に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 職員の福利厚生対策に関すること。 6. 災害対策本部の運営指導に関すること。 7. 災害情報の収集及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること。 8. 班長の命ずる応急対策に関すること。 9. 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 10. 記録の編集保存に関すること。 11. 災害救護等について、住民組織への協力要請に関すること。 12. 衣料、生活必需品その他物資供給対策に関すること。 13. 食料の緊急配給に関すること。 14. 他の所管に属さないこと。
		消防 交通 班	○班 長 地域安全課課長補佐 ○副班長 地域安全課係長	1. 消防団及び消防活動に関すること。 2. 交通応急対策に関すること。 3. 防災行政無線に関すること。 4. 災害救助法の適用申請に関すること
		財政 班	○班 長 企画課課長補佐 ○副班長 企画課係長	1. 災害関係の財政措置に関すること。

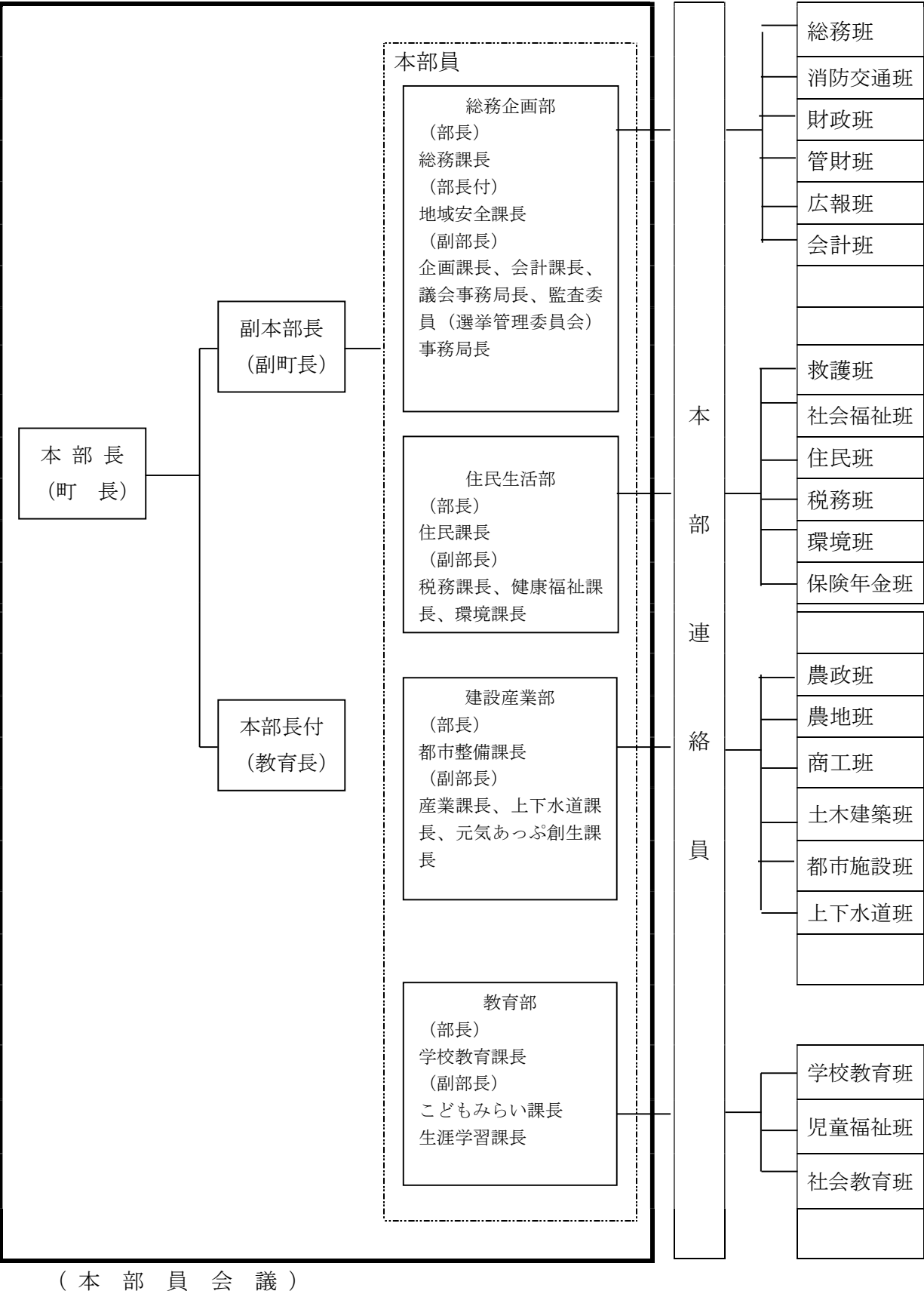
		管財班	○班 長 総務課課長補佐 ○副班長 企画課係長	1. 災害時の普通財産の管理及び被害状況の報告に関すること。 2. 車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること。
		広報班	○班 長 企画課課長補佐 ○副班長 企画課係長	1. 国・県等関係方面への連絡に関すること。 2. 広報に関すること。 3. 報道機関との連絡調整に関すること。 4. 災害対策等の写真、資料の整備及び提供に関すること。 5. 災害統計に関すること。
		会計班	○班 長 会計課課長補佐	1. 義援金の受付保管に関すること。 2. 災害対策の資金・物品調達に関すること。 3. その他出納に関すること。
部	部 長 副 部 長	班	班 長 副 班 長	分 掌 事 務
住民生活部	○部 長 住民課長 ○副部長 税務課長 健康福祉課長 環境課長	救護班	○班 長 保健センター所長 ○副班長 健康づくり係長	1. 災害時の医療、救護に関すること。 2. 医療関係施設の災害対策に関すること。 3. 医療機関との連絡調整に関すること。
		社会福祉班	○班 長 健康福祉課課長補佐 ○副班長 健康福祉課係長	1. 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2. 被災者名簿の作成に関すること。 3. こころのケアに関すること。 4. 日赤への連絡調整に関すること。 5. 部内の連絡調整に関すること。 6. 災害時要援護者及び災害弱者支援に関すること。 7. 災害慶弔金の支給及び災害救護資金の貸付に関すること。 8. ボランティアの受入れに関すること。 9. 義援金の受入れ、配分に関すること。 10. 入浴対策に関すること。
		住民班	○班 長 住民課課長補佐 ○副班長 住民課係長	1. 自衛隊救護班等の派遣その他知事への応援要請に関すること。 2. 遺体の安置、埋葬等に関すること。 3. 民生安定資金に関すること。

		税 務 班	○班 長 税務課課長補佐 ○副班長 税務課係長	1. 被災者及び被害家屋の調査に関する こと。 2. 町税の減免その他災害時の税制に関 すること。 (被災者に対する国民健康保険税及び 介護保険料の減免に関すること。) 3. 被災証明の発行に関すること。
		保 険 年 金 班	○班 長 住民課課長補佐 ○副班長 住民課係長	1. 被災者に対する国民年金保険料の免 除に関すること。 2. 給付事務に関すること。
		環 境 班	○班 長 環境課課長補佐 ○副班長 環境課係長	1. 災害時の環境保全に関すること。 2. 災害時の衛生に関すること。 3. 災害地区の清掃に関すること。 4. し尿等の処理に関すること。 5. 愛玩動物の保護に関すること。
部	部 長 副 部 長	班	班 長 副 班 長	分 掌 事 務
建 設 産 業 部	○部 長 都市整備課長 ○副部長 産業課長 上下水道課長	農 政 班	○班 長 産業課課長補佐 ○副班長 産業課係長	1. 農林漁業関係の被害調査及び災害対 策に関すること。 2. 営農資金に関すること。 3. 建設産業部内の連絡調整に関するこ と。 4. 災害応急対策用生産資材に関するこ と。 5. 産業関係等官公署及び団体等との連 絡調整に関すること。
		農 地 班	○班 長 産業課課長補佐 ○副班長 産業課係長	1. 農地及び農業用施設の被害調査及び 災害対策に関すること。
		商 工 班	○班 長 産業課課長補佐 ○副班長 産業課係長	1. 商工業関係の被害調査及び災害対策 に関すること。 2. 被災商工業者に対する融資に関する こと。 3. 商工業対策全般に関すること。 4. 労働者福祉対策に関すること。 5. 労務供給対策に関すること。

		土木建築班	○班 長 都市整備課課長補佐 ○副班長 都市整備課係長	1. 水防に関すること。 2. 土木建築施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3. 道路の復旧に関すること。 4. 道路上の障害物除去対策に関すること。 5. 建設資機材の確保に関すること。
		都市施設班	○班 長 都市整備課課長補佐 ○副班長 都市整備課係長	1. 水防の協力に関すること。 2. 都市計画施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3. 土木部内の連絡調整に関すること。 4. 避難場所（公園）に関すること。 5. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関すること。 6. 応急危険度判定及び建物の被害状況調査に関すること。
		上下水道班	○班長 上下水道課課長補佐 ○副班長 上下水道課係長	1. 水道用水の供給対策に関すること。 2. 水道施設の復旧に関すること。 3. 公共下水対策に関すること。 4. 農業集落排水に関すること。
部	部 長 副 部 長	班	班 長 副 班 長	分 掌 事 務
教育部	○部 長 学校教育課長 ○副部長 こどもみらい課長 生涯学習課長	学校教育班	○班 長 学校教育課課長補佐 ○副班長 学校教育課係長	1. 収容施設（学校等）の供与に関すること。 2. 学校施設被害調査及び災害対策に関すること。 3. 被害児童生徒の教育対策に関すること。 54. 災害時における学校給食の対策に関すること。 5. 学校安全児童生徒の避難対策に関すること。 6. 教育職員、学校職員、保育園職員の福利厚生対策に関すること。 7. 学校等医療に関すること。

		児 童 福 祉 班	○班 長 こどもみらい課課長補 佐 ○副班長 こどもみらい課係長	1. 保育園施設被害調査及び災害対策に 関すること。 2. 被害児童生徒の教育対策に関すること。 3. 被災園児の保育に関すること。 4. 園児児童生徒の避難対策に関すること。 5. 保育園職員の福利厚生対策に関すること。
		社 会 教 育 班	○班 長 生涯学習課課長補佐 ○副班長 生涯学習課係長	1. 収容施設（社会教育施設）の供与に 関すること。 2. 社会教育施設の被害調査及び災害対 策に関すること。 3. 災害活動に協力する女性団体、青少 年団体との連絡調整に関すること。 4. 文化財対策に関すること。 5. 体育館における避難所開設の協力に 関すること。 6. 社会体育施設の災害対策に関すること。

【高根沢町災害対策本部組織図】



31 高根沢町災害対策本部職員等の標識

1. 腕章

災害対策本部に従事する者は、別図の規格による腕章を付けるものとする。

2. 標旗

災害時において非常活動に使用する本部の車両は、別図の規格による標旗を付けるものとする。

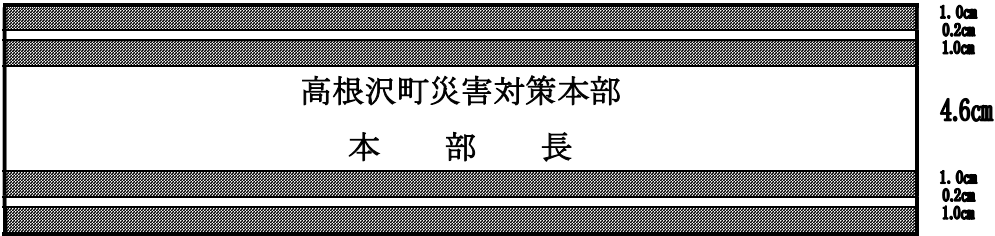
3. ステッカー

災害時において、災害対策に従事する関係車両に付けるステッカーは、別図の規格によるものとする。

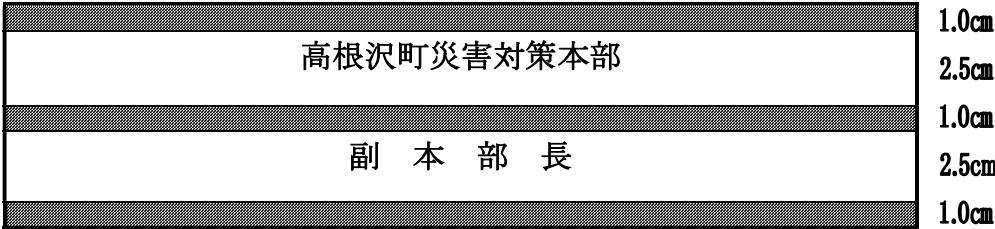
別図

腕章

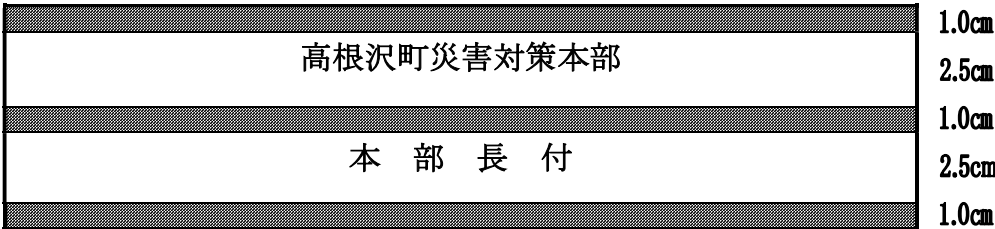
(1) 本部長用



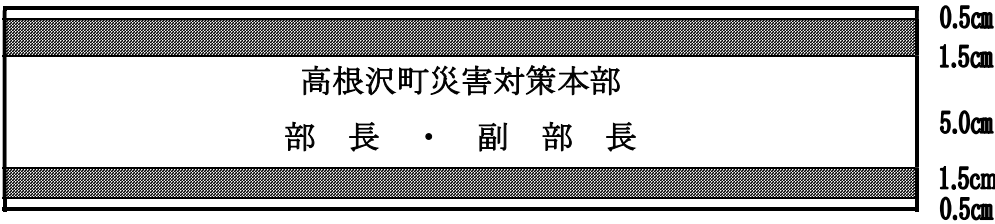
(2) 副本部長用



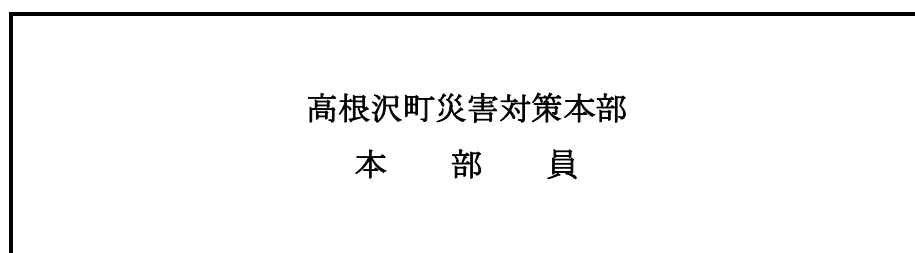
(3) 本部長付用



(3) 部長・副部長用



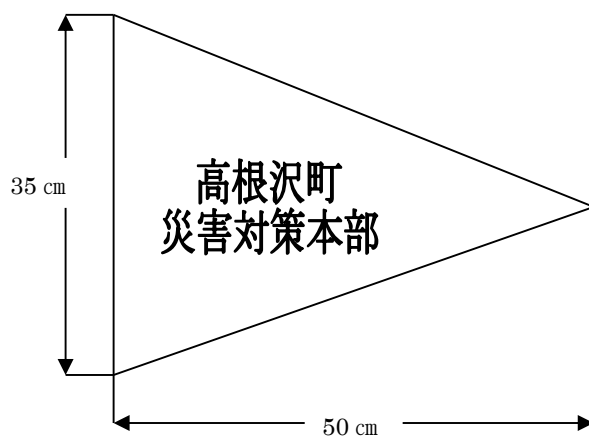
(4) 班長・班員用



腕章の規格

1. 大きさは、長さ 40 cm、幅 9 cm とする。
2. 斜線の部分は赤色とし、文字は黒色とする。

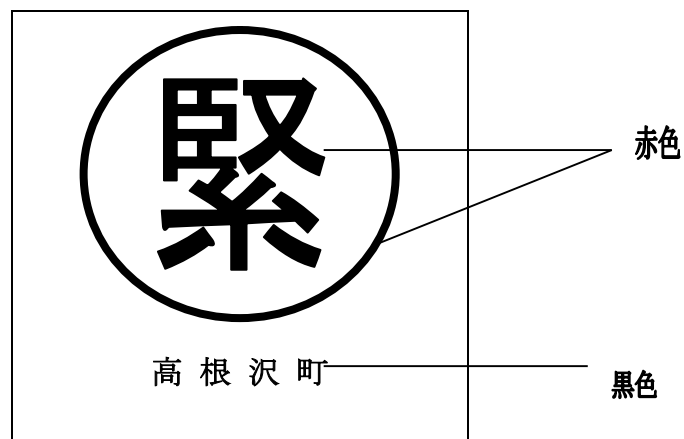
標旗



標旗の規格

布地は白色とし、文字は赤色とする。

ステッカー



32 災害発生時の初動対応職員

役場周辺職員名（役場本庁より概ね半径 500m 以内に居住する職員）

	氏 名	備 考
1		責任者
2		副責任者
3		
4		
5		
6		
7		

※責任者・副責任者が不在の場合は、上表番号順をもって責任者とする。

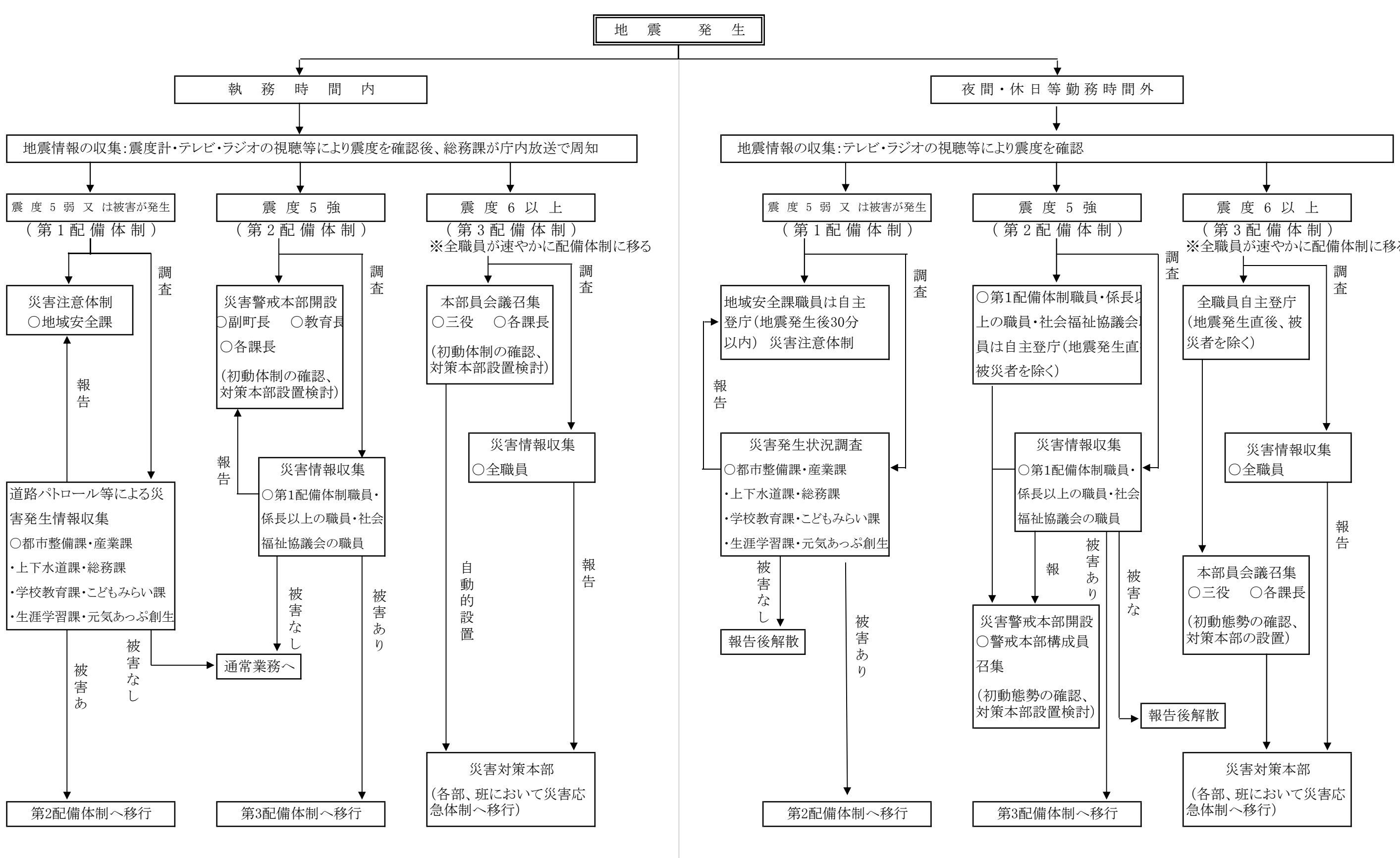
33 災害対策本部連絡員名簿

部	班	所 属	
		課 等 名	連 絡 員 対 象 者
総務企画部	総 務 班	総 務 課	課長補佐
〃	管 財 班	総 務 課	〃
〃	財 政 班	企 画 課	〃
〃	広 報 班	企 画 課	〃
〃	消 防 交 通 班	地 域 安 全 課	〃
〃	会 計 班	会 計 課	〃
住民生活部	救 護 班	健 康 福 祉 課	〃
〃	社 会 福 祉 班	健 康 福 祉 課	〃
〃	住 民 班	住 民 課	〃
〃	税 務 班	税 務 課	〃
〃	環 境 班	環 境 課	〃
〃	保 険 年 金 班	住 民 課	〃
建設産業部	農 政 班	産 業 課	〃
〃	農 地 班	産 業 課	〃
〃	商 工 班	産 業 課	〃
〃	土 木 建 設 班	都 市 整 備 課	〃
〃	都 市 施 設 班	都 市 整 備 課	〃
〃	上 下 水 道 班	上 下 水 道 課	〃
教 育 部	学 校 教 育 班	学 校 教 育 課	〃
〃	児 童 福 祉 班	こ ども み ら い 課	〃
〃	社 会 教 育 班	生 涯 学 習 課	〃

34 消防団員の災害情報調査連絡員

担当区域		連絡責任者 (団階級)	連絡方法
第1分団	大字上高根沢	分団長・副分団長 (又は分団長が指名した団員)	IP 無線、電話等
第2分団	大字西高谷・親和地区を除く大字花岡	〃	〃
第3分団	大字栗ヶ島・大字寺渡戸・大字太田・大字桑窪・大字上柏崎・大字亀梨・大字中柏崎・大字下柏崎・東高谷地区を除く大字平田	〃	〃
第4分団	大字飯室・大字文挾・大字伏久・大字花岡親和地区・大字平田東高谷地区	〃	〃
第5分団	大字宝積寺西町・東町地区・フローラルアベニュー・光陽台・宝石台	〃	〃
第6分団	大字上阿久津・大字中阿久津・第5分団地区を除く大字宝積寺	〃	〃
第7分団	大字大谷	〃	〃
第8分団	大字石末	〃	〃

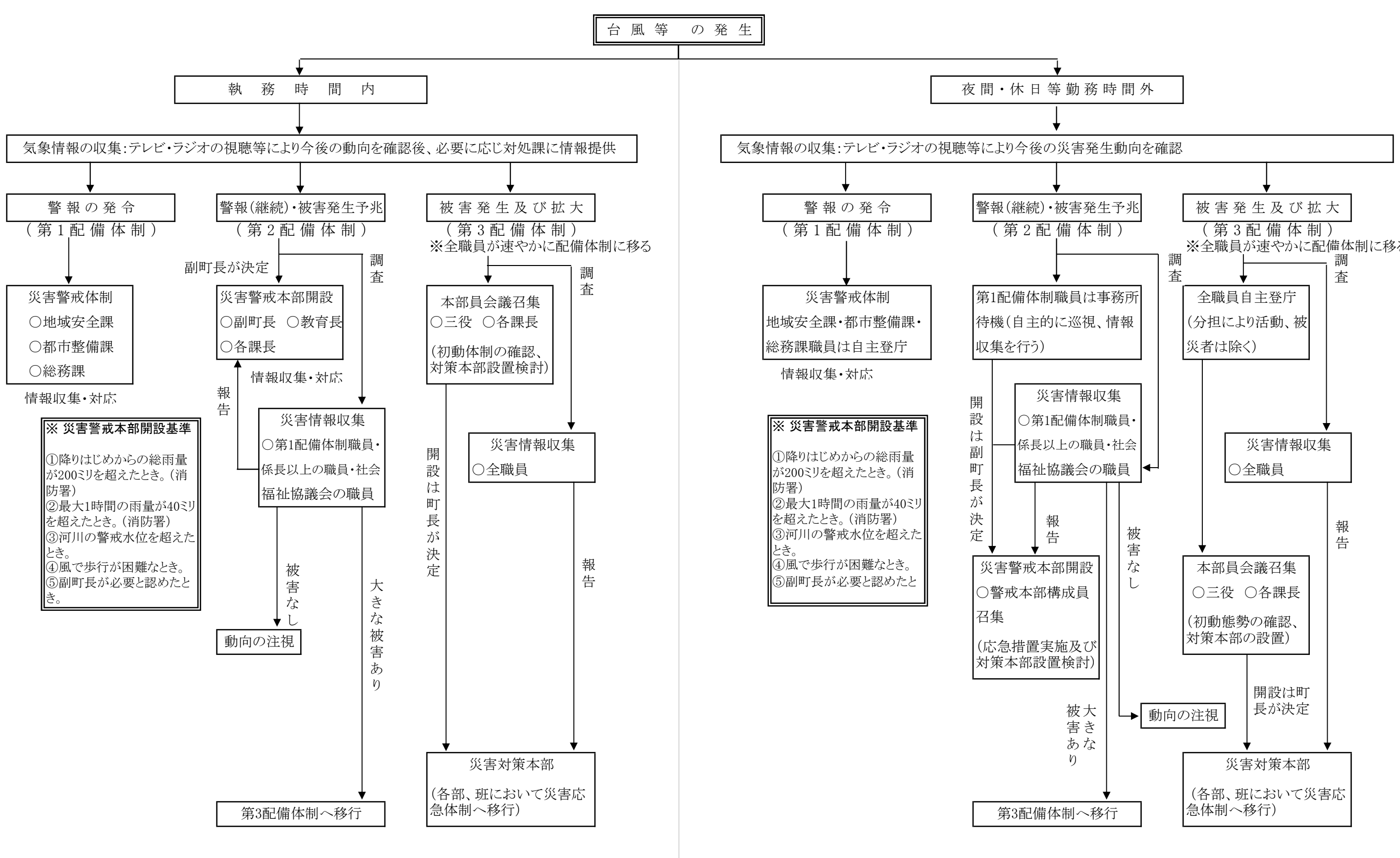
35 震災対策初動マニュアル(職員用)



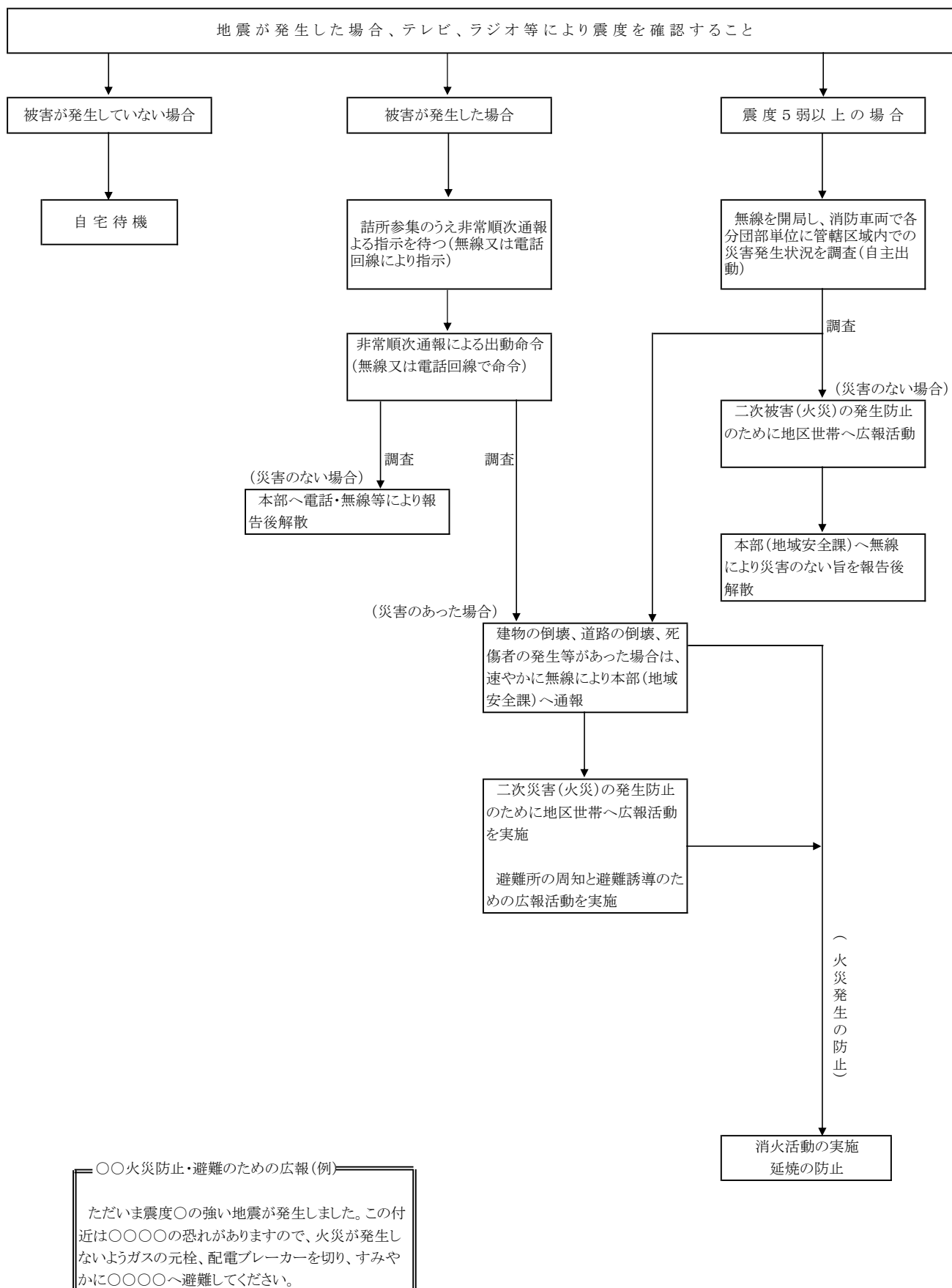
※ 災害対策本部設置基準

1. 広範囲な地域にわたり、またわたる恐れのある災害で、救助を要するり災世帯数が概ね20戸以上におよぶ恐れがある場合。
2. 著しく激甚である災害で災害応急対策を特に必要とする場合。

36 風水害対処初動マニュアル(職員用)



37 地震発生時の消防団の出動マニュアル



38 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱

(平成 19 年 2 月 8 日告示第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱(平成 17 年 3 月 30 日制定。以下「県要綱」という。)第 7 条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものとする。

(平 26 告示 60・一部改正)

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、県要綱及び高根沢町地域防災計画に定めるところによる。

(実施主体)

第 3 条 町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

2 町の災害対策本部長は、県要綱第 7 条第 5 項の規定に基づき県が町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県と連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第 4 条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を高根沢町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 危険度判定業務を都市整備課の所管とし、都市整備課長は、危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市整備課長は、都市整備課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 都市整備課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 都市整備課長は、危険度判定の実施に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(平 26 告示 60・一部改正)

(危険度判定実施の決定)

第 5 条 町の災害対策本部長は、大地震等によって多くの宅地が被災し、危険度判定の実施の必要があると認めた場合は、直ちに実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 町の災害対策本部長は、前項に係る措置を講じた場合は、その都度栃木県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 町の災害対策本部長は、前条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、都市整備課に実施本部を設置するものとする。

2 実施本部は、次の各号に掲げる役をもって組織し、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 実施本部長 都市整備課長
- (2) 連絡調整班長 都市整備課課長補佐
- (3) 物資調達班長 都市整備課管理・用地係長

3 実施本部は、危険度判定の実施に当たり、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定の実施に必要な拠点(以下「危険度判定拠点」という。)の確保
 - (2) 危険度判定拠点との連絡調整
 - (3) 危険度判定の実施の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 危険度判定の実施についての被災地住民への周知
 - (5) 危険度判定の実施の際の現地案内人の確保
 - (6) その他現地での危険度判定の実施に係る補完作業
- (平26告示60・一部改正)

(危険度判定の対象区域及び対象宅地の決定の基準並びに手順)

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面、自然斜面及び擁壁のクラック、沈下及び崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 医療機関及び避難所として利用される宅地は、優先的に判定を実施するものとする。

(県への支援要請、宅地判定士等の確保及び危険度判定の実施体制等)

第8条 町の災害対策本部は、危険度判定の実施の決定後、必要に応じて栃木県災害対策本部土木部営繕班(栃木県災害対策本部が設置されていない場合は栃木県県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、本町在住の宅地判定士に判定活動への協力を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

(宅地判定士等の移動方法及び宿泊場所の確保等)

第9条 実施本部長は、町職員以外の宅地判定士及び判定調整員(以下「宅地判定士等」という。)の危険度判定の対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第 10 条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(危険度判定の実施における安全及び補償)

第 11 条 実施本部長は、実際の危険度判定の実施又は危険度判定の訓練活動において、町職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、危険度判定業務に民間の宅地判定士等を従事させる場合は、全国協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定める。

制定文 抄

平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年告示第 60 号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、第 6 条第 1 項(「建設産業部都市整備課」を「都市整備課」に改める部分に限る。)及び同条第 2 項の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

39 高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱

(平成 19 年 2 月 8 日告示第 12 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱(平成 17 年 3 月 30 日制定。以下「県要綱」という。)第 4 条第 1 項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、県要綱及び高根沢町地域防災計画に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第 3 条 町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

(震前対策)

第 4 条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を高根沢町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 都市整備課を判定所管課とし、都市整備課長は、判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市整備課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。

4 都市整備課長は、判定士等の確保に努めるものとする。

5 都市整備課長は、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(平 26 告示 61・一部改正)

(判定実施の決定)

第 5 条 町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 町災害対策本部長は、県災害対策本部土木部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課。以下同じ。)が県要綱第 5 条第 2 項に基づき、判定を実施するよう町災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

3 第 1 項及び第 2 項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(平 26 告示 61・一部改正)

(実施本部)

第 6 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設産業部都市整備課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、下記の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 都市整備課長
- (2) 連絡調整班長 都市整備課課長補佐
- (3) 物資調達班長 都市整備課管理・用地係長

3 実施本部は判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定実施に必要な拠点(以下「判定拠点」という。)の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での判定活動の補完作業
- (平 26 告示 61・一部改正)

(判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順)

第 7 条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊(倒壊を除く。)、半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 医療機関及び避難所として利用される施設は、優先的に判定を実施するものとする。

(県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第 8 条 災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部土木部営繕班に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、本町在住の応急危険度判定士に判定活動への協力を要請するものとする。

3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(平 26 告示 61・一部改正)

(判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第 9 条 町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第 10 条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部

等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動時における安全及び補償等)

第 11 条 実施本部長は、実際の判定活動又は判定の訓練活動において、町職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(平 26 告示 61・一部改正)

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

制定文 抄

平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年告示第 61 号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、第 6 条第 1 項(「建設産業部都市整備課」を「都市整備課」に改める部分に限る。)及び同条第 2 項の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

40 災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日 栃木県規則第35号)

災害救助法施行細則を次のように定める。

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）
- 2 公用変更令書（別記様式第2号）
- 3 公用取消令書（別記様式第3号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基いてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に登録しなければならない。

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 公用令書（別記様式第7号）
- 2 公用取消令書（別記様式第8号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- 1 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 2 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村

長、警察官その他適当な職員の証明書

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

第10条 法第10条第3項の規定において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- 1 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 2 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第13条 法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

救助の程度方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1）避難所

- 1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。
ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営をその他の適切な方法により実施するものとする。
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。
1人1日当たり 330円
- 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- 6 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては、住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型応急住宅

- イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- ロ 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。
- ハ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
- ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同

意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 賃貸型応急住宅

イ 賃貸型応急住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費等

ニ 雑費

3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり、1,160円以内とする。

4 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 飲料水の供給

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 飲料水の供給を実施する期間は、2の(1)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
冬季	10月～3月	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円
冬季	10月～3月	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

- 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - 診療
 - 薬剤又は治療材料の支給
 - 処置、手術その他の治療及び施術
 - 施設病院又は診療所への収容
 - 看護
- 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

- 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - 分べんの介助
 - 分べん前及び分べん後の処置
 - 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
- 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
- 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、

修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
- (3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。
- 1 2の世帯以外の世帯にあっては、一世帯当たり、595,000円
 - 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、一世帯当たり、300,000円
- (4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7 生業資金の貸与

- (1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。
- (2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
- | | | |
|---------|-------|-----------|
| イ 生業費 | 1件当たり | 30,000円以内 |
| ロ 就職支度費 | 1件当たり | 15,000円以内 |
- (4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
- (5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付すものとする。
- 1 貸与期間 2年以内
 - 2 利子 無利子

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。
- 1 教科書代
- イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第13

2号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,500円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、5,200円

(4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することができる。

9 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

(2) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班が行うものとする。

4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料、1体当たり3,500円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

10 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

1 棺

2 埋葬又は火葬

3 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円円以内、小人(満12歳に満たない者をいう。)172,000円円以内とする。

(4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

1 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の捜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

1 2 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり137,900円以内とする。

(4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第 2（第 8 条関係）

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1 時間当たり)	費 用 弁 償 額
医 師 歯科医師	21,900 円	4,380 円	職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする
薬 剤 師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	16,000 円	3,200 円	
保 健 師 助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	15,700 円	3,140 円	
救急救命士	14,200 円	2,840 円	
土木技術者 建築技術者	15,500 円	3,100 円	
大 工	26,000 円	5,200 円	
左 官	26,700 円	5,340 円	
と び 職	24,000 円	4,800 円	

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

別表第 3（第 13 条関係）

救助事務費

(1) 救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- 1 超過勤務手当
- 2 賃金職員等雇上費
- 3 旅費
- 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- 5 使用料及び賃借料

6 通信運搬費

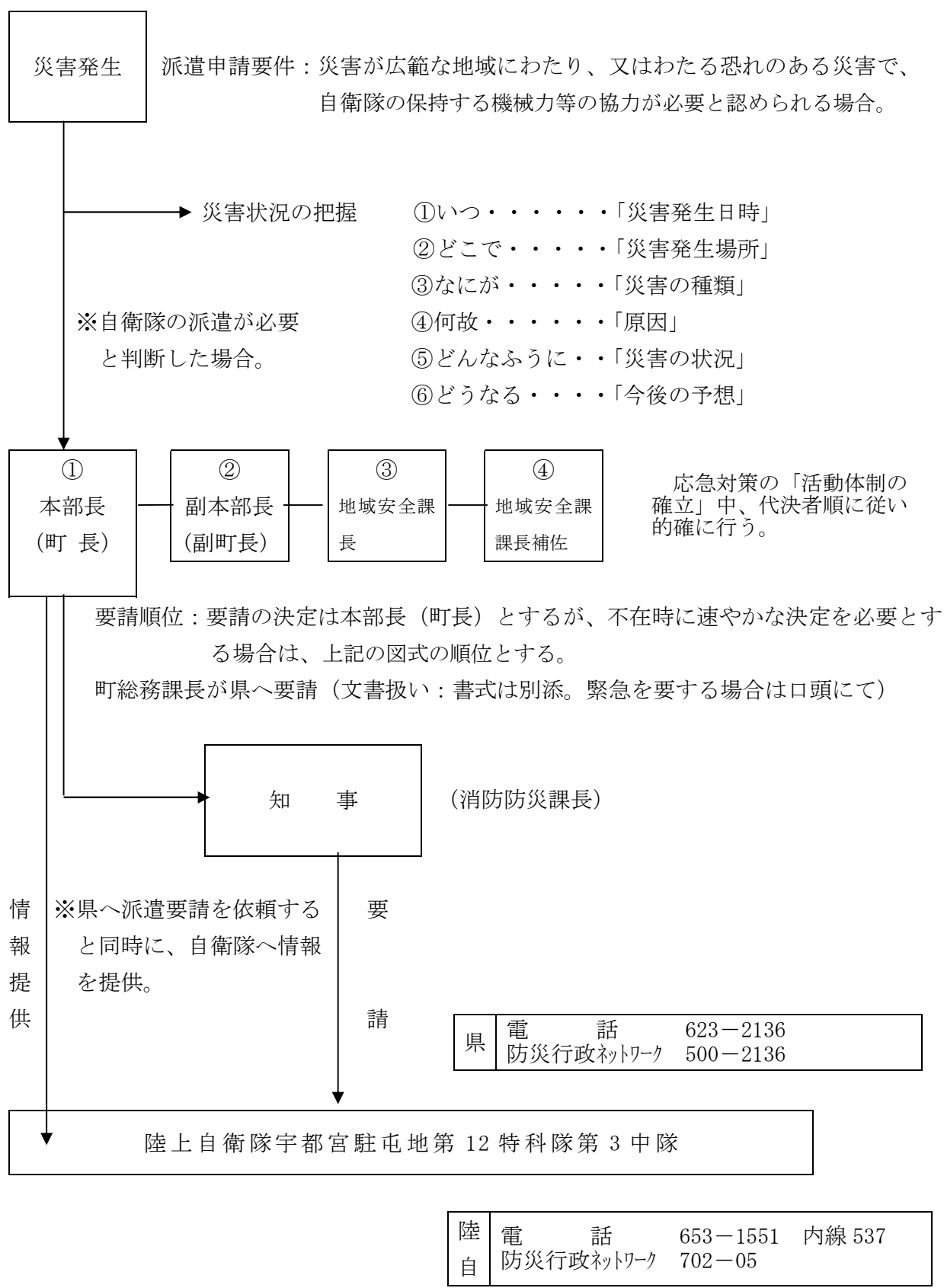
7 委託費

- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る(1)の1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- 1 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
- 2 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9
- 3 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8
- 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7
- 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6
- 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5
- 7 5億円を超える部分の金額 百分の四

- (3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第1に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

41 自衛隊災害派遣要請マニュアル



42 文書様式

様式第1号

事前措置予告通知書

あなた所有の施設・物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ災害時には適宜な措置を取られるよう通知します。

年 月 日

住 所
氏 名

高根沢町長 印

設備又は物件の名称	数量	設置の方法	備考

様式第2号

応援可能者数調報告書

高根沢町地域防災計画第2部第2章第2(又は第3部第2章第2)の規定により、 月 日の部・班別の応援可能者数を、次のとおり報告します。

年 月 日

災害対策本部長 様（総務部経由）

〇〇部長 印

班 名	応援可能人員	内 訳		参考事項
		男	女	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	

（付属書類として、名簿を添付のこと。）

様式第 3 号

政府物品引渡要請書		
栃木農政事務所長 様 保管業者 様		
種別	数量	備考
上記政府物品の引渡を要請いたします。 年 月 日		
高根沢町長		印

備考 1.宛名はそれぞれの該当者とする。
2.備考欄には、該当数量の基準となる事項を記入する。

様式第 4 号

政府物品受領書							
保管業者 様							
種別	産年	包装	量目	等級	数量	トラック番号	備考
上記政府物品受領いたしました。 年 月 日							
高根沢町長						印	
引取人又は代理人							
住 所							
(氏名)						印	
立会人 (氏名)						印	
立会人 (氏名)						印	

備考 備考欄には、引渡しにつき、この事実を証明する参考事項を記入する。

り 災 証 明 願

年 月 日

高根沢町長

様

住 所 高根沢町

氏 名 ⑩

電話番号

り 災 日 時	年 月 日 午後 時 分
災 害 名	
り 災 場 所	高根沢町
り 災 物 件	☐ 住 宅（ ☐ 持家 ☐ アパート・マンション ☐ 貸家） ☐ 非住宅（ ☐ 納屋・倉庫 ☐ 事務所等）
り 災 状 況	
提 出 先	

り 災 証 明

※ 程 度	☐ 全 壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半 壊 ☐ 一部損壊（準半壊） ☐ 一部損壊（10%未満）
-------	---

上記のとおり相違ないことを証明する。

高地第 号
年 月 日

高根沢町長 ⑩

様式

自衛隊派遣要請書

要請市町村	高 根 沢 町	依 頼 日	年 月 日 ()	
要 請 者	高根沢町長			
災害の状況				
要 請 理 由				
派 遣 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()			
応 援 の 種 別	①調査 ②消火 ③救助 ④輸送 ⑤水防 ⑥防疫 ⑦復旧 ⑧給水 ⑨炊飯 ⑩その他			
応 援 の 内 容 (必要資機材)	派 遣 人 員	名 ～ 名		
	車 両			
	航 空 機	(偵察用・輸送用)	船 舶	
	そ の 他			
活 動 拠 点	定置場 離陸着場			

注意 緊急時は上記内容を電話で依頼し、後日自衛隊派遣要請書を提出する。

様式

第 4 号様式 (その 1) [災害概況速報]

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分	
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町村 (消防本部名)		
※第一報については FAX 送付した旨電話にて報告して下さい。				
【県から要求した場合は除く】 (NW-FAX 500-2136/NTT-FAX 028-623-2136)		報告者名	(TEL)	

(月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況									

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名・性別・年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概況について確認する。床上浸水について同様に確認する。
- 3 非住宅被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概況について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式（避難者名簿）

避難所収容記録簿

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	性別	世帯主 との続柄	摘要	退所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式

物 品 受 け 払 い 簿

No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

品 名		単 位 名 称	
---------	--	---------	--

受取日	適要欄	受入数	払出数	現在残	扱い者	備考

- ※ 1. 品目ごとに作成する。
2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

様式

(表面)

り災証明書						
1 住 所						
2 世帯主職業 氏 名						
3 被災年月日						
4 被災程度						
5 家族の状況	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢
	①			④		
	②			⑤		
	③			⑥		
6 摘 要						

上記の者は、被災者であることを証明する。

年 月 日

高根沢町長 印

(裏面)

給与年月	品 名	数 量	給与年月	品 名	数 量

様式

避難所収容状況欄 (/)

												避難所名						担当職員名					
		避難所名	避難所収容状況										救援・救護実施状況										
			世帯数	男				女				給食支給状況		救援物資支給				物資貸与状況		要医療 人 員	備考		
				大人	小人	乳児	計	大人	小人	乳児	計	ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名	数量				
月 日	8 時																						
	12 時																						
	18 時																						
月 日	8 時																						
	12 時																						
	18 時																						
月 日	8 時																						
	12 時																						
	18 時																						
月 日	8 時																						
	12 時																						
	18 時																						
月 日	8 時																						
	12 時																						
	18 時																						

- (注) 1. 避難所ごとに記入する。
2. 物資の支給等は1日分とりまとめて、避難所ごとに記入する。
3. 要医療人員は、内書とする。
4. 備考欄には、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。